

第二次取手市男女共同参画計画

— 男性も女性も生き生きと暮せる活力ある取手をめざして —



平成19年3月

取 手 市



競争から共生へ

21世紀を象徴するキーワードは、共生だと言われています。支配・被支配という強いものが弱いものを力で抑える行動様式からは混迷の時代を切り開いていく現実的な知恵は生まれにくいのだと、現代の哲人が語っています。

男女の差異、違いを十分に認めながら、お互いに配慮して助け合っていくことが、住みやすい社会を実現する上で不可欠です。

たゆまぬ努力によって男女共同参画社会にふさわしい思考様式、行動様式が身についた日本人は、一層国際化の進展の中で発生する21世紀型のさまざまな課題をも解決していけると確信しております。「第二次取手市男女共同参画計画」の策定に当たり、その大きな意義を再確認したいと思います。

社会状況が、あらゆる分野で大きく変化していく中、その変化に対応しながら男女共同参画を推進していくことが新たな課題となっています。本市は、市、市民及び事業者が一体となり、すべての市民が安心して暮らすことができ、男性も女性も生き生きと暮らせる活力ある取手市をつくるため、平成17年に取手市男女共同参画推進条例を制定しました。

真の男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民一人ひとりのご理解とご協力が何より必要です。このたび策定した第二次取手市男女共同参画計画は、条例の基本理念を具現化し、本市の男女共同参画施策の指針とするため策定したもので、特に力を入れて取り組む施策には評価指標値を設定し、具体的な目標を設けています。

最後になりますが、本計画の策定に当たりご尽力を賜りました市男女共同参画審議会委員のみなさま、貴重なご意見をいただきました市民のみなさま及び関係各位に心から御礼を申し上げます。

平成19年5月1日

取手市長 藤井 信吾

基本目標 4 健康で安心できる生活環境の整備	54
主要課題 1 2 生涯にわたる男女の健康づくり	55
主要課題 1 3 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり	60
主要課題 1 4 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり	64
第4章 計画の推進	70
1 推進体制の充実	70
2 計画の進行管理	70
3 計画及び条例等の周知・啓発の徹底	70
4 調査・研究・情報の提供	70
5 計画の評価指標	71
資料編	
取手市男女共同参画推進条例	75
取手市男女共同参画審議会委員名簿	80
第二次取手市男女共同参画計画策定委員会名簿	81
第二次取手市男女共同参画計画策定までの経過	82
男女共同参画の歩み	83
掲載統計資料の案内	86

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の社会経済は、少子高齢化や国際化、情報化などが進展し、市民生活や家族の形態、地域社会などにさまざまな影響を与えています。

市では、平成12年3月に「取手市男女共同参画基本計画（女と男ともに輝くとりでプラン（以下「第一次計画」という。）」を策定し、さまざまな男女共同参画に関する施策を進めてきました。この間、平成17年（2005年）1月には、「取手市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、市、市民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいくことを明らかにするとともに、より一層の推進を図ってきました。

このたび、条例で規定されている基本理念を具現化すること及び社会経済の変化から生じた新たな課題に的確に対応する必要があること等から、本市における男女共同参画の施策について総合的かつ計画的に推進するため、「第二次取手市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画策定の背景

1 少子・高齢化の急速な進展

厚生労働省の人口動態統計によると、一人の女性が生涯に産む子どもの数の推定値である「合計特殊出生率」（注1）が、5年連続で過去最低を更新しています。平成17年（2005年）では、全国平均が1.26に対し、茨城県では1.32、また、本市においては平成16年（2004年）1.10と、深刻な速さで少子化が進行しています。

同時に、高齢化社会白書（2005年10月現在）によると、65歳以上の高齢者人口は20.04%となり、世界でも例をみない速さで高齢化が進んでいます。本市では、年齢3区分の人口比をみると、平成14年に老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回っており同様に高齢化が進んでいます。

このように、少子・高齢化の急速な進展は、若い労働力が減少し、消費市場も縮小し、日本経済全体への影響が懸念されます。また、高齢化が進むことで、年金、医療、介護などの社会保障費が増大し、市民の負担が増大することも大きな問題となる可能性があります。

さらに、2007年問題として、いわゆる団塊の世代が大量に退職することが見込まれ、労働力人口の減少に伴う産業構造の変化、長年培ってきた日本本来の技術・技能の衰退やライフスタイルの大きな変化なども予想されています。

2 家庭生活や地域社会の変化

社会経済情勢の大きな変化、情報化社会の進展等に伴い、男女間における家族のあり方や就労の形態、そしてライフスタイルや価値観も多様化しています。

家族形態について、平成17年の国勢調査における市の状況を見ると、一般世帯人員数が5年前の2.87人から2.70人に減少し、県平均2.88人を下回っていますが、世帯数は2.1%増加しています。これは、核家族世帯の割合はもとより、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯が増加しているためと考えられます。さらに、離婚率の上昇などによりひとり親家庭も増加の傾向にあり、家族形態の変化がみられます。

一方、ドメスティック・バイオレンス（注2）、セクシュアル・ハラスメント（注3）、ストーカー行為等の犯罪の多発化、児童虐待や肉親同士の殺傷等家庭内での暴力事件、地域や学校での不審者による子どもたちへの暴行事件など、今ほど安全と安心の地域づくりが強く求められているときはありません。

また、HIV／エイズや性感染症への対策、食の安全など、男女が心身ともに健康で豊かな生活を送ること、介護の予防・充実、障害者の自立など「ノーマライゼーション」(注4)の理念に基づいた社会を築くことへの配慮も必要となっています。

3 雇用環境の変化

長期に及んだ景気低迷の結果、多くの企業が新卒者の採用を抑制してきました。また、リストラによる離職者の増加や、フリーターの増加も目立ち、雇用環境が大きく変化してきています。

特に、15歳から64歳までのいわゆる「生産年齢人口」の減少が進む中、平成12年の国勢調査における本市の女性労働率をみると、25歳から29歳と40歳から44歳を頂点として、35歳から39歳を谷間にいわゆる“M字カーブ”となっており、女性が結婚、出産そして育児などの理由で離職する状況が分ります。

しかし、全国の女性の潜在的労働力率をみると、M字のくぼみは小さく、就業希望はするものの実現できていない状況となっています。

このようなことから、男女双方が、自己の能力を十分に発揮し、バランスの取れた仕事と私生活が送れるような環境の整備が求められています。

3 計画策定の経緯

1 男女共同参画をめぐる世界の動き

(1) 昭和50年（1975年）から昭和60年（1985年）までの動き

国際連合は、女性差別の撤廃に向けて世界的規模で取り組むため、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、メキシコシティ（メキシコ）で第1回世界女性会議を開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインである「世界行動計画」を採択しました。これが、女性の地位向上とともに、社会参画をめざす国際的動きの始まりです。

その後、昭和51年から60年（1976年～1985年）を「国連婦人の10年」とし、

世界各国では、「世界行動計画」の趣旨に基づいた施策に重点的に取り組んできました。

昭和 55 年（1980 年）のコペンハーゲン（デンマーク）での第 2 回世界女性会議を経て、「国連婦人の 10 年」の最終年に当たる昭和 60 年（1985 年）には、ナイロビ（ケニア）で第 3 回世界女性会議が開催されました。この会議では、「国連婦人の 10 年」の締めくくりとして、15 年後の平成 12 年（2000 年）に向けて、各国が実情に応じて効果的措置を取るうえでのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

（2）昭和 61 年（1986 年）から平成 7 年（1995 年）までの動き

平成 7 年（1995 年）の北京（中国）での第 4 回世界女性会議では、「北京宣言」「行動要領」という国際的な指針が採択され、平成 12 年（2000 年）までの 5 年間に優先的に取り組むべき戦略目標が、貧困・教育・健康・暴力など 12 の分野で示されました。

（3）平成 8 年（1996 年）から平成 17 年（2005 年）までの動き

平成 12 年（2000 年）、ニューヨークでは、国連の特別総会「女性 2000 年会議」が開催されました。この会議では、先の「行動要領」の達成状況の検討・評価が行われるとともに、その完全実施に向けた「政治宣言」と、「北京宣言」及び「行動要領」実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書、いわゆる「成果文書」が採択されました。

北京会議の開催から 10 年後の平成 17 年（2005 年）には、ニューヨークの国連本部で、「北京+10」と銘打った会議が開催され、「北京宣言」「行動要領」の再確認と各国政府に更なる行動を求める「政治宣言」が採択されたところです。

2 男女共同参画をめぐる国及び茨城県の動き

（1）国の動き

①昭和 50 年（1975 年）から昭和 60 年（1985 年）までの動き

国では、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、昭和 52 年（1977 年）に、今後 10 年間の女性行政関連施策の方向性を示した「国内行動計画」を策定し、国際的な潮流に呼応した取り組みを推進することとなりました。その結果、「男女雇用機会均等法」の改正など、男女平等に関する法律や制度面の整備が進み、昭和 60 年（1985 年）「女子差別撤廃条約」を批准するに至りました。

②昭和 61 年（1986 年）から平成 8 年（1996 年）までの動き

「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の策定や改定を経て、平成 8 年（1996 年）には、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

③平成9年（1997年）から平成18年（2006年）までの動き

平成11年（1999年）には、わが国における男女共同参画社会の形成を促進するため、「男女共同参画社会基本法」が成立しました。

男女共同参画社会基本法の基本理念は、次のとおりです。

- ア 男女の人権の尊重
- イ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ウ 政策等の立案及び決定への共同参画
- エ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- オ 国際的協調

また、平成13年（2001年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、平成14年（2002年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、平成16年（2004年）には「DV防止法」、平成18年（2006年）には「男女雇用機会均等法」が、それぞれ改正されました。

一方、「男女共同参画社会基本法」が成立したことを受けて、法定計画である「男女共同参画基本計画」が、平成12年（2000年）に策定されました。

また、平成17年（2005年）には、新たに「男女共同参画基本計画（第二次）」が閣議決定され、平成22年（2010年）には、計画全体の見直しが予定されています。

さらに、国の推進体制としては、平成13年（2001年）には、内閣府に国務大臣や学識経験者で構成する「男女共同参画会議」が設置されるとともに、組織的にも「男女共同参画室」から「男女共同参画局」に改編され強化されてきています。

（2）茨城県の動き

①昭和50年（1975年）から昭和60年（1985年）までの動き

県では、こうした国の動きに呼応し、庁内での推進体制や諮問機関の整備に取り組むとともに、昭和55年（1980年）第二次県民福祉基本計画の中で、初めて「婦人の福祉の向上」が位置づけられました。

②昭和61年（1986年）から平成8年（1996年）までの動き

昭和61年（1986年）新県民福祉基本計画では、「女性の地位向上と社会参画の促進」、平成7年（1995年）「茨城県長期総合計画」では、「男女共同参画社会の形成」が位置づけられました。

分野計画としては、平成3年（1991年）には、「いばらきローズプラン21」が、平成8年（1996年）には「いばらきハーモニープラン」（平成8年度～平成17年度）が策定され、男女共同参画社会の形成に努めました。

③平成9年（1997年）から平成18年（2006年）までの動き

平成13年（2001年）には、「茨城県男女共同参画推進条例」が制定され、法定計画である「茨城県男女共同参画計画」（平成13年度～平成22年度）も

策定され、男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進を図っています。

平成 18 年（2006 年）には、後期基本計画が策定され、施策の推進状況を示す「指標項目」の設定も行い、より実効性のあるものとなっています。

3 男女共同参画をめぐる本市の動き

(1) 経過

①平成 4 年（1992 年）から平成 8 年（1996 年）までの動き

本市では、平成 4 年（1992 年）女性行政を担当する窓口として教育委員会に女性行政係を新設し、男女共同参画への取り組みが始まりました。

平成 8 年（1996 年）7 月には、「取手市女性行政庁内推進会議（助役を会長として教育長と各部長で構成）」が設置され、その中で女性問題への解決に向けての全庁的な取り組みを進めるため、市が取りくむべき指針となる「男女共同参画プランの策定が必要である」という意見が確認されました。

②平成 9 年（1997 年）から平成 18 年（2006 年）までの動き

平成 9 年（1997 年）4 月には、女性行政担当窓口を教育委員会から政策推進部企画調整課女性政策室に移管し、女性問題を市政の重要課題として位置づけ、同年 7 月には、「女性フォーラム」で学習してきた一般市民と、公募市民、市議会や諸団体の代表者で構成する「取手市男女共同参画プラン推進委員会」が発足し、市と市民とが協働して「男女共同参画プラン」の策定に関する作業を担うこととなりました。

これを受けて、庁内でも、平成 10 年（1998 年）4 月には、女性政策室を女性政策課に格上げし、平成 12 年（2000 年）3 月に「女と男ともに輝くとりでプラン（第 1 次計画）」を、県内でも他市に先駆けて策定しました。

一方、平成 17 年（2005 年）1 月には、市男女共同参画推進協議会や男女共同参画を推進する市民団体からの提言、要望を受け「条例」を制定し、市、市民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組むことを内外に明らかにしました。

平成 18 年（2006 年）4 月からは、さらに全庁的に男女共同参画の施策を推進するため、平成 14 年（2002 年）から健康福祉部で所管していた「男女共同参画担当」が秘書課政策調整室へ所管を移しています。

ちなみに、平成 18 年（2006 年）5 月現在、県内 44 市町村の中で、「条例の制定」と「計画の策定」がともに実施済みの自治体は、本市を含め 8 都市のみであり、その意味で、本市は市政のうえで男女共同参画の実現に向けた積極的な取り組みを展開しているといえます。

(2) 施策の具体的な取り組み

①男女共同参画推進のための啓発、相談及び情報の提供への取り組み

市民の更なる理解を深めるため、「条例」に基づき、11 月を「取手市男女共

同参画推進月間」と定め、県との連携のもと各分野各層の人たちに集中的にPRを実施しています。

また、市民自らが講師となり、地域における男女共同参画への理解を求める「男女共同参画市民出前説明」もスタートさせ、啓発活動に努めています。さらに、市が行う男女共同参画推進のための施策について、苦情及び相談を処理する体制を整備し、市民のニーズの把握と施策への反映に努めています。

②少子化への取り組み

子育て支援策として、ファミリーサポートセンター及び地域子育て支援センターの整備をはじめ、一時保育、土曜日保育、時間外延長など保育サービスの充実など、現在「市次世代育成支援行動計画」に基づき、子育てとその他の活動との両立支援及び子どもの健全育成を図っています。

③積極的改善措置（注5）への取り組み

本市の各種審議会等委員の女性登用率の計画目標値(30%)については、平成17年3月末現在、24.4%であり、さらなる女性の登用が求められています。

④女性に対する暴力への取り組み

人権侵害となる「ドメスティック・バイオレンス」に関する相談窓口の充実や「セクシュアル・ハラスメント」及び「ストーカー行為」など女性に対する暴力への取り組みも関係機関との連携を図りながら進めています。

⑤地域のリーダーの育成等への取り組み

男女共同参画に関する研修などの費用への一部補助を行い、地域で積極的に活動していただく地域のリーダーの発掘・育成・活用を図っています。

⑥推進体制の強化への取り組み

市の総合的な推進体制として、市長の諮問機関である「取手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）」及び「男女共同参画庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）」の運営の充実を図っています。

(3) 今後の方向

平成17年（2005年）に実施した「市民アンケート調査報告書」によると、男女の地位の平等意識について、学校教育の場では、平等意識は進んでいるものの、社会通念やしきたり、職場、家庭生活上で、まだ多くの不平等感が残っている状況が見てとれます。

一方、「第一次計画」の実施率は、平成17年度末でおよそ72.1%であり、事業者や地域社会に対する啓発活動において、未実施事業が見られるなど、さらに施策の充実を図っていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、「条例」の5つの考え方（基本理念）に基づき、地域社会の変化を考慮しながら、今後市が総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に関する施策を実施するため本計画を広くご意見をいただきながら策定しました。

今後、「条例」の基本理念を受け、本計画に基づき本市の男女共同参画の実現

に努めていきます。

- (注1) 合計特殊出生率・・・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。
- (注2) ドメスティック・バイオレンス・・・夫婦間又は親密な関係において、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。
- (注3) セクシュアル・ハラスメント・・・継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。
- (注4) ノーマライゼーション・・・障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会のなかで他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方。
- (注5) 積極的改善措置・・・「ポジティブアクション」ともいい、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、本市における男女共同参画社会の実現のため、「条例」に基づき、次に掲げる5つとします。

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されることに配慮し、男女共同参画を推進します。
また、妊娠、出産その他性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことにも配慮します。
- 2 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めること、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の多様な生き方を選択することを妨げないよう配慮し、男女共同参画を推進します。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会が確保されるよう配慮し、男女共同参画を推進します。
- 4 家族を構成する男女が互いに協力しあい、社会の支援の下に、子育て、介護などの家庭生活と就業、就学、地域活動などが円滑に両立できるよう男女共同参画を推進します。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会での取り組みを十分に理解して行います。

2 計画の基本目標

基本目標 1 男女の人権が尊重される社会の確立

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が謳われており、これが男女共同参画社会基本法の理念の一つとなっています。

男女共同参画社会の形成は、男女が個人として尊重され、それを阻害するおそれのある社会制度や慣行を見直し、男女が平等に取り扱われることを基本として実現されるものです。

本計画では、人権の尊重を基本目標の1に据え、男女の人権が尊重される社会となるようその確立に努めていきます。

基本目標1における主要課題（4項目）及び施策の基本方向（8項目）は、次のとおりです。

主要課題 1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革
施策の基本方向 (1) 多様な生き方への配慮に欠けた社会制度や慣行の見直し

主要課題 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施策の基本方向 (2) 学校教育等における男女平等教育の推進

施策の基本方向 (3) 地域や家庭における男女共同参画の推進

施策の基本方向 (4) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

主要課題 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策の基本方向 (5) 女性に対する人権侵害の根絶の環境づくり

施策の基本方向 (6) 被害者のための相談体制の充実

主要課題 4 メディアにおける人権の尊重

施策の基本方向 (7) 女性の人権を尊重した表現の推進

施策の基本方向 (8) 情報を活用できる能力の向上

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備

誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭・職場・地域等においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

特に、いわゆる団塊の世代が大量に定年退職する時期を迎える中、会社や仕事以外の場で、社会貢献活動などを通していかに生きがいを見出すことができるか、ということも大きな課題となってきます。

市ではこのような対応も含めて、今後、ますます増大するボランティア活動への参加や、NPO法人の立ち上げなど、多様な市民活動を支援するための組織を設けてい

ます。

また、こうした活動をされる方々のために、様々な分野における活動情報の収集・提供など、活動情報サービス環境の充実を進めてまいります。

計画では、男女が政策・方針決定過程への参画など、あらゆる分野において参画することができる社会となるよう、男女共同参画の促進に努めていきます。

基本目標 2 における主要課題（3 項目）及び施策の基本方向（9 項目）は、次のとおりです。

主要課題 5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進
施策の基本方向（9）家庭生活における男女共同参画の推進
施策の基本方向（10）地域社会における男女共同参画の推進

主要課題 6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大
施策の基本方向（11）各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大
施策の基本方向（12）市役所における女性職員の登用・職域の拡大
施策の基本方向（13）事業所等における女性職員の登用・職域の拡大
施策の基本方向（14）男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

主要課題 7 国際社会の取り組みへの理解と協力
施策の基本方向（15）男女共同参画に関する国際的な動きへの理解
施策の基本方向（16）男女共同参画に関する国際交流の推進
施策の基本方向（17）平和意識の高揚と貢献

基本目標 3 多様な働き方を可能にするための環境の整備

雇用、起業等の分野においても、女性が男性と均等な機会を得た中で、一層活躍できる状況を実現し、安心して働き生活できるよう、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境づくりを促進します。

本計画では、基本目標の 3 として、多様な働き方を可能にするための環境づくりに努めていきます。

基本目標の 3 における主要課題（4 項目）及び施策の基本方向（5 項目）は、次のとおりです。

主要課題 8 職業生活と家庭生活の両立支援
施策の基本方向（18）男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり
施策の基本方向（19）育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

主要課題 9 就労の場における男女平等の推進
施策の基本方向（20）男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

主要課題 10 商業・農業等における男女共同参画の推進

施策の基本方向 (21) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進

主要課題 11 起業・再就職に対する支援

施策の基本方向 (22) 女性のチャレンジ支援

基本目標 4 健康で安心できる生活環境の整備

男女の幼少期から高齢期に至る性と生殖を含めた自らの健康について、正しい情報を入手し自ら判断できる能力を養い、健康を脅かす問題についての啓発に努めるとともに、妊娠・出産等に関する健康支援にも努めます。

特に、昨今深刻な社会問題になっている家庭内での児童虐待や子どもから保護者等への暴力、学校や地域での子どもへの不審者等からの暴力事件や子ども自身が引き起こす犯罪事件などに対応するため、子どもが安全で健やかに育つ環境づくりを推進します。

本計画では、基本目標の4として、安全で安心した生活環境づくり、男女が生涯を通して健康の管理・保持増進するための取り組みを進めます。

基本目標の4における主要課題（3項目）及び施策の基本方向（8項目）は、次のとおりです。

主要課題 12 生涯にわたる男女の健康づくり

施策の基本方向 (23) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

施策の基本方向 (24) 妊娠・出産等に関する健康支援

施策の基本方向 (25) 健康を脅かす問題についての啓発

主要課題 13 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり

施策の基本方向 (26) 子育て支援体制の充実

施策の基本方向 (27) ひとり親家庭に対する支援の充実

主要課題 14 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり

施策の基本方向 (28) 高齢者・障害者等の社会参画の促進

施策の基本方向 (29) 介護体制の確立と推進

施策の基本方向 (30) 高齢者・障害者等の生活基盤の充実

3 計画の期間

本計画の期間は、平成19年（2007年）度から平成28年（2016年）度までの10年間とします。

ただし、概ね5年経過後を目途に、国や県の動き、社会経済環境の変化及び本計画の進捗状況に応じて、必要な見直しを行います。

第3章 計画の内容

1 計画の体系

取手市男女共同参画推進条例の理念

男女の人権の尊重
(第3条第1項)

社会における制度または慣行
についての配慮
(第3条第2項)

政策等への立案及び決定への
共同参画
(第3条第3項)

家庭生活における活動と
他の活動の両立
(第3条第4項)

国際的協調
(第3条第5項)

性別による権利侵害の禁止
(第7条第1～3項)

公衆に表示する情報に関する留意
(第8条)

生涯にわたる健康への配慮
(第12条)

基本目標及び主要課題

基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立(3条1項)
主要課題 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革(3条2項)
主要課題 男女共同参画を推進する教育・学習の充実(11条)
主要課題 男女間におけるあらゆる暴力の根絶(3条1項、7条)
主要課題 メディアにおける人権の尊重(8条)

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備(3条2項)
主要課題 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進(3条4項)
主要課題 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大(3条3項)
主要課題 国際社会の取り組みへの理解と協力(3条5項)

基本目標3 多様な働き方を可能にするための環境の整備(3条2項)
主要課題 職業生活と家庭生活の両立支援(3条4項)
主要課題 就労の場における男女平等の推進(3条3項)
主要課題 商業・農業等における男女共同参画の推進(3条2項)
主要課題 起業・再就職に対する支援(4条1-2項、6条)

基本目標4 健康で安心できる生活環境の整備(12条)
主要課題 生涯にわたる男女の健康づくり(12条)
主要課題 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり(12条)
主要課題 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり(12条)

2 基本目標及び主要課題

基本目標 1

男女の人権が尊重される社会の確立

近年、ライフスタイルや価値観が多様化していることに伴い、男女共同参画を進めていくために、あらゆる機会を通じて情報や学習の機会を提供し、男女が生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが必要です。

また、次代を担う子どもたちに、男女の平等や人権を尊重する心を育む教育を行うことが大切です。

このため、家庭、職場、地域、学校など社会のいろいろな分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実に努めます。

また、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展など、社会経済が急速に変化しています。男女が個人として尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の形成にとって障害となる社会制度や慣行を見直すとともに、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の是正と意識改革のための啓発に努めます。

さらに、男女が互いの人権を尊重し合い、対等な関係が築ける環境づくりを推進するため、平成16年12月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）」が一部改正されたことを受け、ドメスティック・バイオレンスの防止、ストーカー規制法に基づくストーカー行為に対する厳正な対処、セクシュアル・ハラスメントを含め女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、社会的認識に対する意識の啓発など暴力の形態に応じた取り組みを進めるとともに、互いの性を尊重する意識の啓発を行い、相談体制の充実に努めます。

一方、女性の人権を尊重した表現の配慮と理解を働きかけ、情報を活用できる能力（メディア・リテラシー（注））の向上などにも取り組んでいきます。

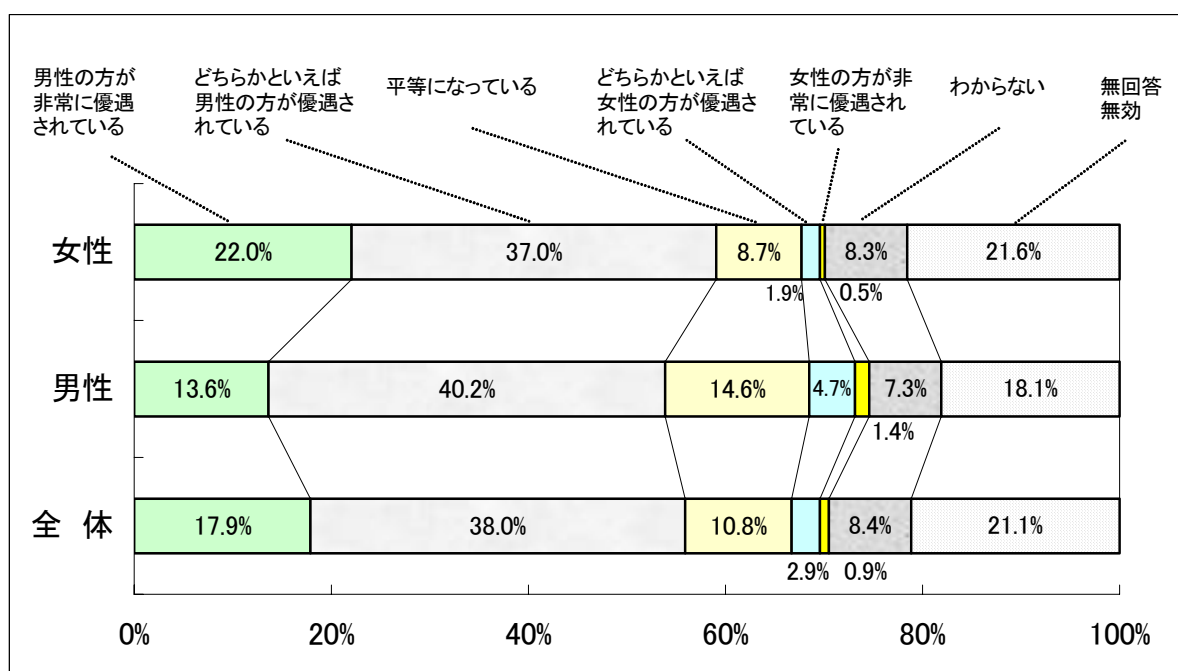
（注）メディア・リテラシー・・・メディアとは、マスメディアといわれる新聞・書籍・テレビ・ラジオ・映画・インターネット等を含めたものをさし、それらを選択し、主体的に読み解き自己発信する能力のこと。

主要課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し,意識の改革

社会通念, 慣習, しきたりなどについて, 「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人は, 女性が 59.0%, 男性が 53.8%となっています。男女ともに半数以上の人, 男性の方が優遇されていると意識しています。

また, 男性に比べて, 女性の方が「男性優遇」を多く感じていることがわかります。社会通念や慣習, しきたりの中に, 男性優位な仕組みが未だ残っている状況が見てとれます。

社会通念, 慣習, しきたりなどにおける平等意識 (取手市)



資料：取手市「市民アンケート調査」(平成17年度)より

施策の基本方向(1) 多様な生き方への配慮に欠けた社会制度や慣行の見直し

(区分欄は、第一次計画からの継続又は新規施策の別を記載したものです。)

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
1	情報紙・広報紙等による意識啓発活動の充実	男女共同参画に関連する法律知識の周知		新規	秘書課
2		「取手市男女共同参画推進条例」及び「取手市男女共同参画計画」の周知徹底		新規	秘書課
3		多様な生き方への配慮にかけた社会制度や慣行の見直しのため、男女共同参画情報紙「風」や市広報紙「とりで」、市ホームページなどによる意識啓発	継続		秘書課
4	学習機会の提供	社会制度や慣行の見直しに向け、市民フォーラム、各種講座やイベント等学習機会の提供		新規	秘書課
5	相談体制の充実	男女共同参画社会の形成に向けた苦情処理等相談体制の充実		新規	秘書課

主要課題 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(学校教育について)

学校教育の場における平等意識について、平成 17 年度に市が 20 歳以上の市民 2,000 人を対象に実施した市民意識調査によると、「男性が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人は、女性が 10.4%、男性が 7.1%となっています。男性に比べて、女性の方が「男性優遇」を多く感じています。

しかし、「平等になっている」と答えた人は、女性が 34.3%、男性が 39.6%となっていることから、学校教育の場において男女平等教育が進められているといえます。

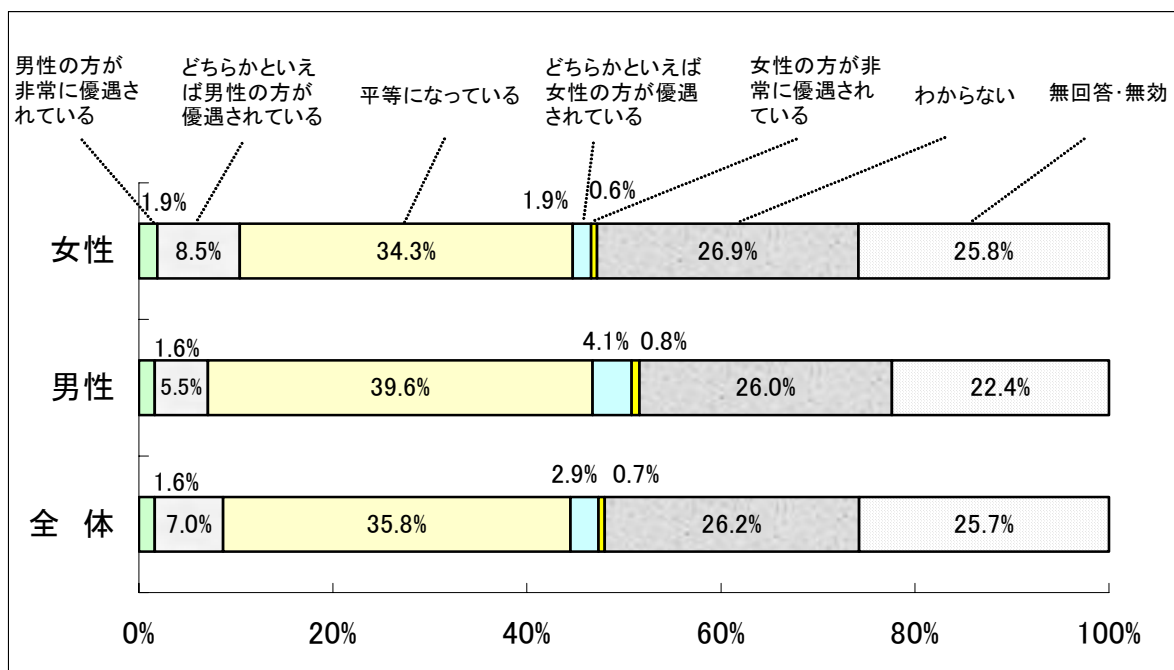
一方、教職員の校長、教頭、教諭の男女比率を見ると、小学校では女性教諭の人数が約 7 割を占め、男性教諭の倍以上にもかかわらず、校長、教頭あわせて 36 名のうち女性は 8 名に留まっています。

また、中学校では教諭の男女数がほぼ同数となり、小学校に比べ女性教諭の占める割合が大幅に減少しています。校長、教頭あわせて 16 名のうち女性は 2 名となっています。校長、教頭に占める女性教諭の割合は、依然として低い状況です。

(地域活動について)

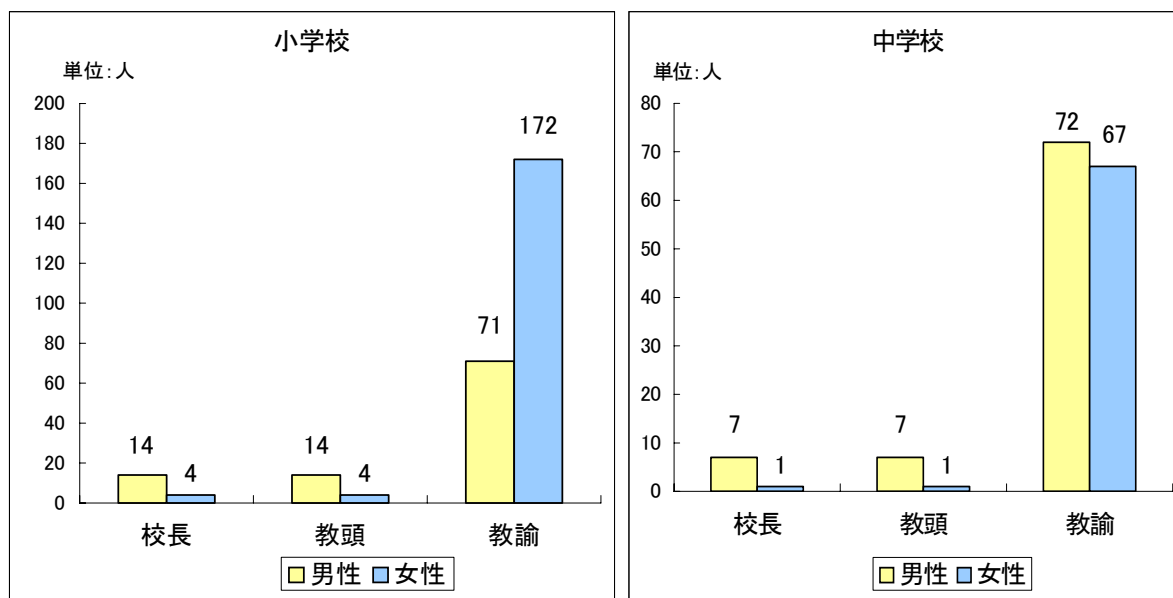
リーダーバンクの登録者は、平成 14 年度から比較すると 4 年間で 36%増加しています。男女別の登録者数では女性の方が多く、地域活動の分野では、活動の主力を女性が担っている状況が見てとれます。

学校教育の場における平等意識（取手市）



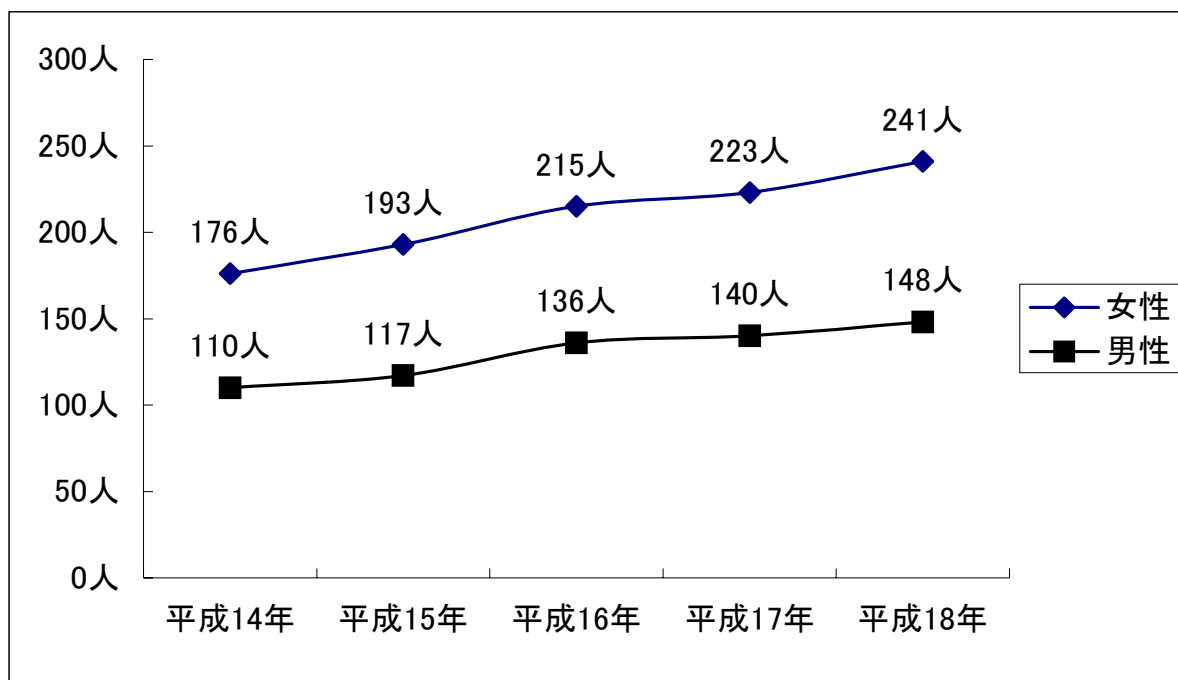
資料：取手市「市民アンケート調査」（平成17年度）より

取手市立小中学校別の校長、教頭、教諭の男女別割合



資料：取手市教育委員会 指導課（平成18年5月1日現在）

取手市リーダーバンク登録状況（取手市）



資料：取手市教育委員会 スポーツ生涯学習課（各年4月1日現在）

施策の基本方向(2) 学校教育等における男女平等教育の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
6	男女平等に基づいた教育の推進	人権尊重に基づいた男女平等教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの意識の啓発	継続		指導課
7		技術・家庭科の男女共修による生活能力の充実	継続		指導課
8		保育所、幼稚園、学校等で、性別による固定的な役割分担慣行についての見直し	継続		指導課、保育課、学務課
9		男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	継続		指導課 スポーツ生涯学習課
10		主体的に進路を選択する能力を身につけるため、男女平等に基づく、発達段階に応じた進路指導の実践	継続		指導課
11	教職員等への男女平等意識の啓発	教職員・保育士等への男女平等意識に関する研修の充実	継続		指導課、保育課、人事課
12	男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	男女共同参画の視点に立った学校運営・PTA 活動の実施	継続		スポーツ生涯学習課、指導課
13	健全な食生活の実現	男女を問わず、健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育の推進		新規	保健給食課、指導課

施策の基本方向(3) 地域や家庭における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
14	性別にとらわれない家庭教育の推進	就学時検診、入学時説明会での子育てに関する学習会、研修会の開催	継続		スポーツ生涯学習課
15		就学時検診、入学時説明会での生活自立に関する講座の開催	継続		スポーツ生涯学習課
16	男性の家庭教育への参画促進	男性の家庭での責任(家事、子育て、介護)に対する意識改革と参加の促進	継続		スポーツ生涯学習課
17		男性の生活知識及び技術取得のための各種講座への参加の促進	継続		スポーツ生涯学習課

No	施策の方策	施策の内容	区 分	担当課
18	青少年の相互理解と協力を推進する諸活動の計画	家族の一員としての自覚を促すための、青少年に対する学習の機会の提供	継続	スポーツ生涯学習課
19		キャンプ等を通じた男女共同参画についての学習の機会の提供	継続	スポーツ生涯学習課
20	男女共同参画の学習機会の拡大	男女共同参画に向けて男女の相互理解を深めるための学習機会の提供	継続	スポーツ生涯学習課, 人事課

施策の基本方向(4) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

No	施策の方策	施策の内容	区 分	担当課
21	多様な学習機会の充実, 意識の啓発, 情報の提供	女性の生涯に応じたチャレンジを支援するセミナー, 学習会の開催	継続	スポーツ生涯学習課, 公民館秘書課
22		男女共同参画についての講演会, 学習会の開催(自立企画も含む)	継続	スポーツ生涯学習課 秘書課
23		男女共同参画の研究資料の収集・整理, 意識調査の実施	継続	秘書課, 企画課, スポーツ生涯学習課
24		男女共同参画情報紙の発行, 啓発小冊子の発行, 情報の提供	継続	秘書課 図書館
25		乳幼児を持つ女性の学習機会及び社会参加権の充実(一時保育の実施を含む)	継続	秘書課, スポーツ生涯学習課 関係各課
26		学習・交流の場の情報提供のため, 市としての生涯学習情報システムの構築	継続	スポーツ生涯学習課
27	民間等の教育事業との連携強化	芸大, 茨大など教育機関, 事業所との連携による学習機会の充実	継続	スポーツ生涯学習課
28	指導者の養成	女性リーダー等人材バンク登録の充実	継続	スポーツ生涯学習課, 秘書課
		男女共同参画アドバイザー養成講座への支援	継続	スポーツ生涯学習課, 秘書課

主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(ドメスティック・バイオレンスについて)

本市におけるドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)相談件数は、DV防止法施行直後の平成14年度が36件と最も多く、平成15年度に12件となり前年度の3分の1となりましたが、平成16年度21件、平成17年度23件となっています。当初の相談件数からは大幅に減少していますが、年度によってばらつきがあるようです。警察庁が把握している全国の相談件数は、平成15年度から依然として増加傾向にあります。

また、内閣府の調査によると、配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要の経験がある人は、男性が17.4%、女性が33.2%と、女性の被害経験の数値が非常に高くなっています。これは、配偶者のいる女性10人のうち3人は、何らかの被害を受けた経験があることとなります。本市のDV相談内容でも、暴力被害の相談が多くを占めていますが、実際には相談件数よりも多くの方が被害にあっていると考えられます。暴力根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実が求められています。

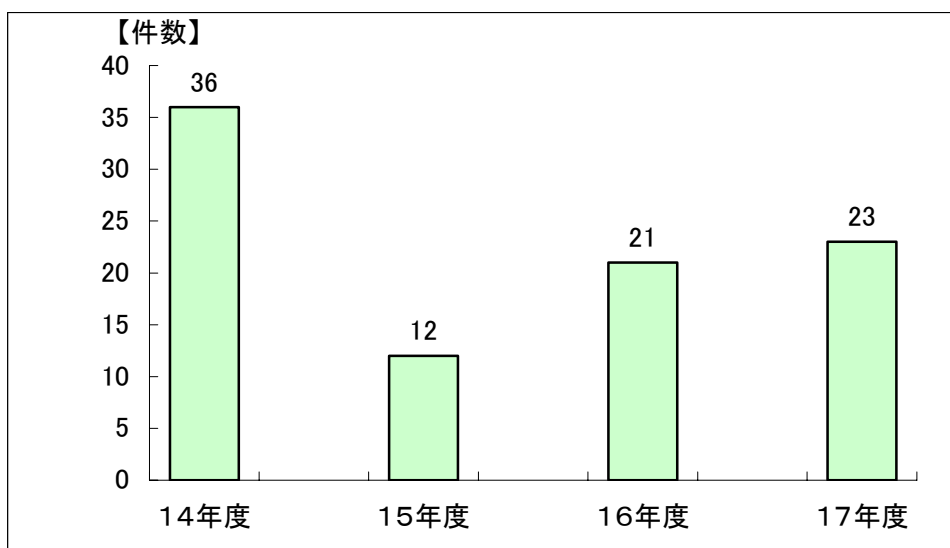
(セクシャル・ハラスメントについて)

都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、平成16年度に7,706件で前年度より303件増加しています。特に女性労働者からの相談件数は、平成12年度から平成16年度にかけて約7%増加しています。セクシャル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発や早い段階での被害を防止するため、相談体制の充実が求められています。

(ストーカーについて)

内閣府の調査によると、ストーカー事案に関する認知件数は、平成16年度13,403件、平成17年度12,220件となっています。平成17年度は前年度に比べ1,183件の減少となっています。しかしながら依然として被害件数は、12,000件を超える数値で推移していることから、更なるストーカー対策の推進が求められています。

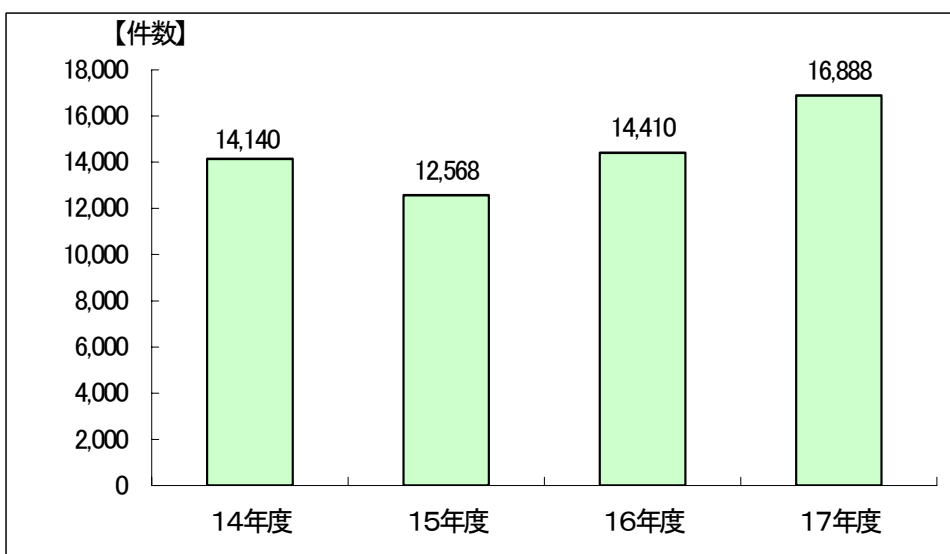
DV相談件数（取手市）



資料：取手市 子育て支援課

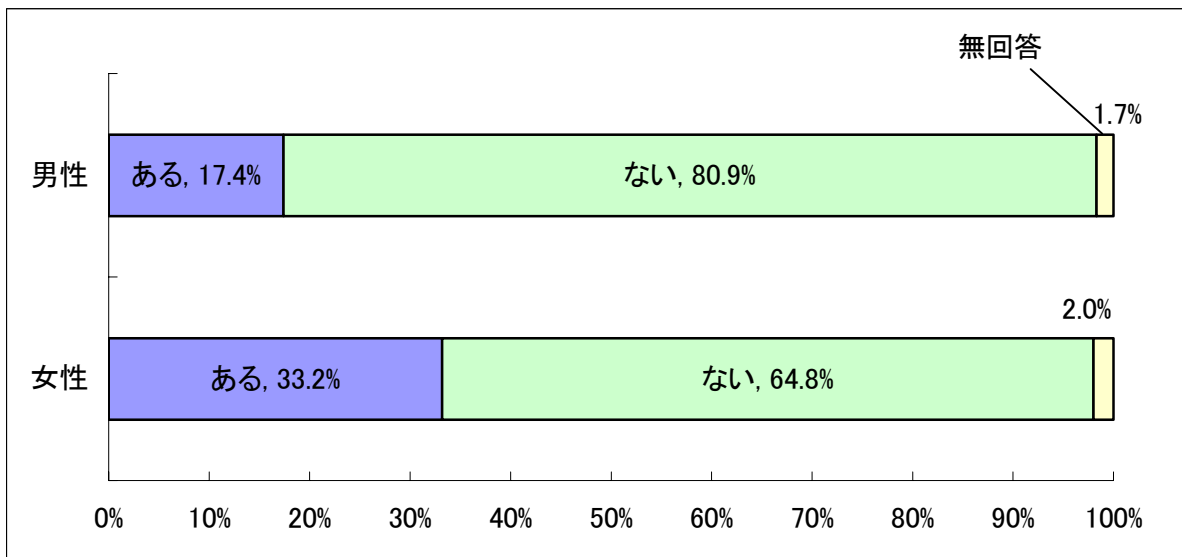
※ただし、平成16年度以前は旧取手市分のみ

DV相談件数（全国）



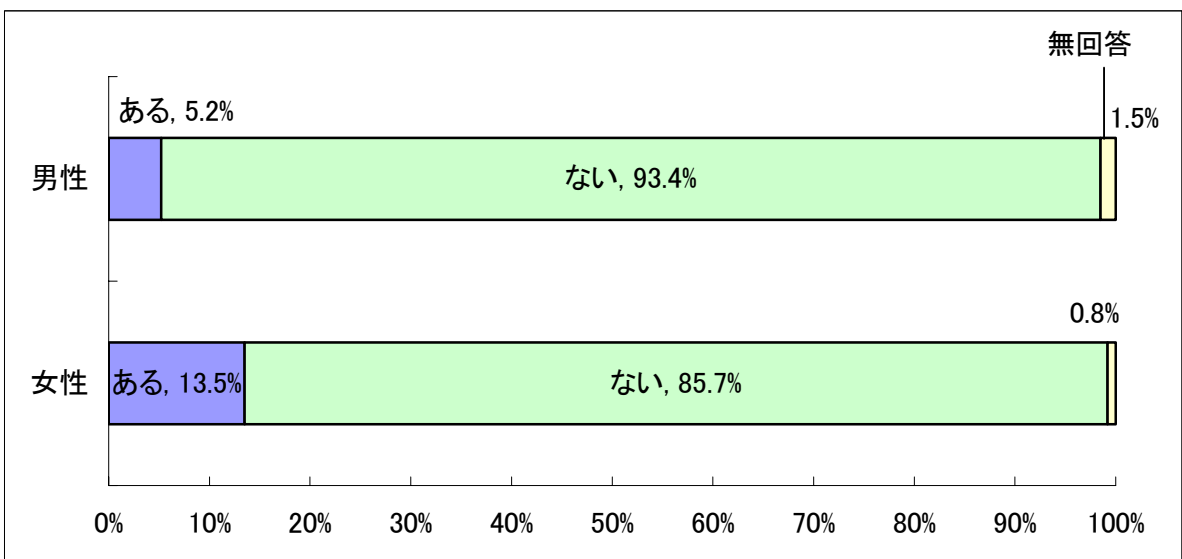
資料：警察庁

配偶者からの身体的暴行， 心理的攻撃， 性的強要被害の経験の有無（全国）



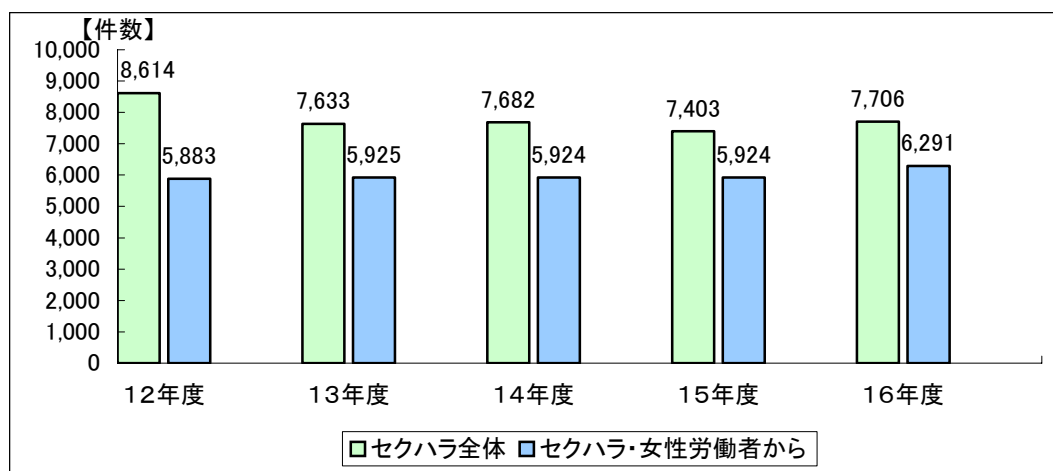
資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 17 年）より

交際相手からの身体的暴行， 心理的攻撃， 性的強要被害の経験の有無（全国）



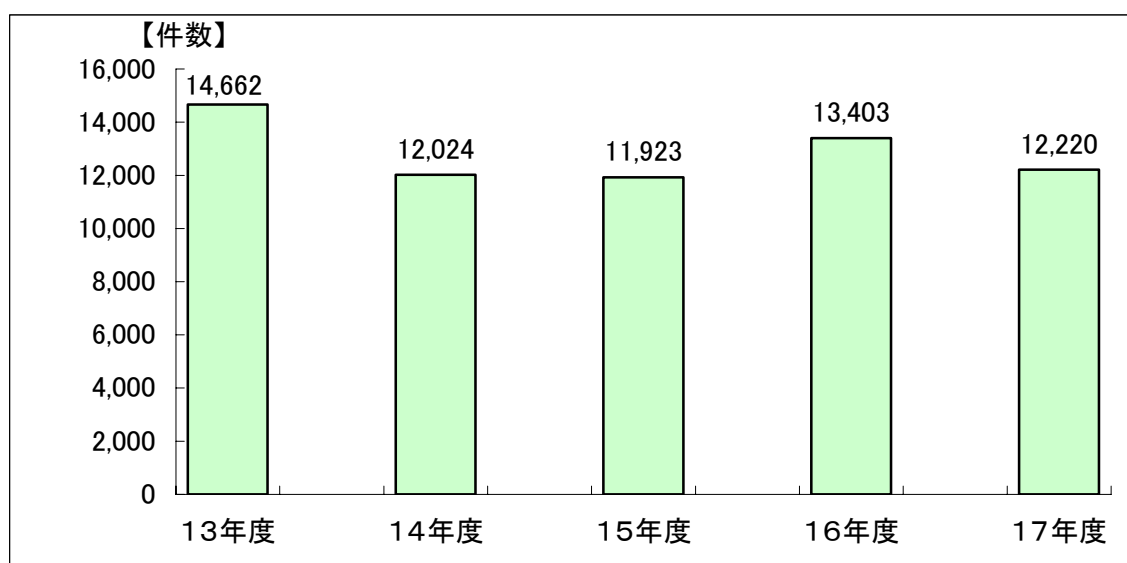
資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 17 年）より

セクシュアル・ハラスメントの相談件数（全国）



資料：内閣府「男女共同参画白書」（平成18年版）より

ストーカー事案に関する認知件数（全国）



資料：内閣府「男女共同参画白書」（平成18年版）より

施策の基本方向(5) 女性に対する人権侵害の根絶の環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
29	女性への暴力の予防と根絶のための環境づくり	男女共同参画に関する専門研修(市職員向けも含む)の充実 女性への暴力防止や人権意識の高揚, 啓発 ・取手市男女共同参画推進月間(11月)におけるPR活動の充実(注)	継続		人事課 秘書課, 市民課 子育て支援課
30	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	事業所(市を含む)に対し, セクシュアル・ハラスメント防止に向けての情報の提供, 意識の啓発	継続		秘書課, 市民課, 人事課
31	ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進	ドメスティック・バイオレンスの防止目的として, 講演会・研修会の開催, 啓発		新規	秘書課, 市民課, 子育て支援課
32	ストーカー行為等への対策の推進	ストーカー規制法の周知, 啓発		新規	秘書課, 市民課,

施策の基本方向(6) 被害者のための相談体制の充実

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
33	被害女性に対する相談の充実	ドメスティック・バイオレンス, セクシュアル・ハラスメント, ストーカー行為に対処するため, 女性相談窓口, 人権相談事業の周知, 充実	継続		人事課, 市民課, 子育て支援課
34	関係機関との連携の推進	ドメスティック・バイオレンス, ストーカー行為の防止と被害者保護のため, 関係機関(警察や医療関係者など)との連携	継続		市民課, 子育て支援課
35		セクシュアル・ハラスメントに対する被害者保護のための, 関係機関(法務局・雇用均等室)との連携		新規	人事課, 教育企画課, 指導課, 市民課, 秘書課
36		各種相談業務における適切な人材の確保, 研修会の機会等充実による人材の育成		新規	秘書課, 子育て支援課, 人事課, 市民課

(注)・・・「女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日:国)」, 「女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日:国連)」

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

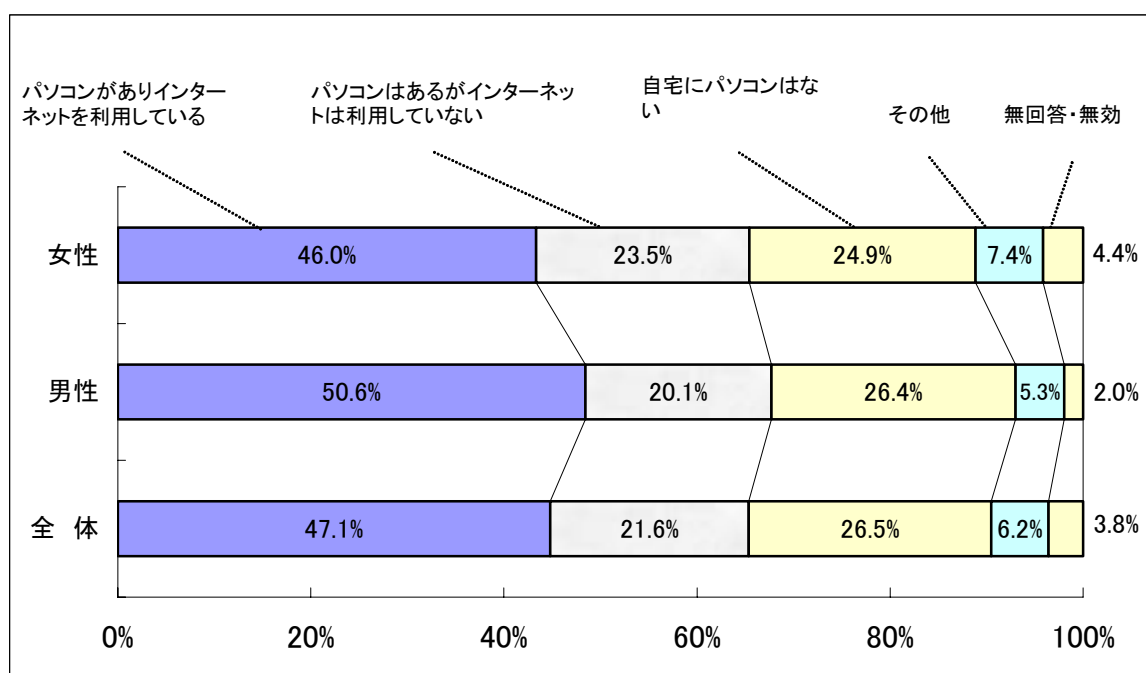
男女ともにパソコンの所有率は、70%前後に達していることから情報機器の普及が進んでいることが明らかになりました。

自宅におけるパソコンの所有やインターネットの利用状況について、「パソコンがありインターネットを利用している」と答えた人は、女性が46.0%、男性が50.6%となっています。また、「パソコンはあるがインターネットは利用していない」と答えた人は、女性が23.5%、男性が20.1%となっています。

男性の方が、パソコンの所有率とインターネットの利用率がやや高く、女性は男性に比べて、パソコンを持っていてもインターネットを利用していない人が多くなっています。このことから、女性は男性と比較すると、インターネットなど情報通信機器の高度化の恩恵を十分に享受していないようです。

新しいメディアの普及により、より多くの方法で情報を収集することが容易になりましたが、膨大な情報をきちんと理解し活用するため、メディア・リテラシーの向上が今後の課題となります。

自宅パソコンの所有、インターネットの利用状況（取手市）



資料：取手市「市民アンケート調査」（平成17年度）より

施策の基本方向(7) 女性の人権を尊重した表現の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
37	女性の人権を尊重した表現の推進, 環境の浄化	性犯罪, 売買春, 性の商品化の防止のため, 県青少年保護育成条例等の有効な運用等及び環境浄化のための啓発	継続		スポーツ生涯学習課 秘書課
38	性・暴力表現を扱ったメディアからの情報を主体的に読み解き判断できる能力の向上への取り組み	性・暴力表現などの有害情報の氾濫の防止, 環境の整備及び性・暴力表現を扱ったメディアからの情報を主体的に読み解き, 判断できる能力の向上のための支援, 啓発	継続		秘書課 情報管理課

施策の基本方向(8) 情報を活用できる能力の向上

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
39	メディア社会において情報を活用できる能力の向上	情報を主体的に活用できる能力の向上のための啓発普及, 情報教育の啓発		新規	スポーツ生涯学習課 情報管理課 秘書課
40		市民が情報を活用できる能力を向上させるための取り組みの推進		新規	スポーツ生涯学習課 情報管理課 秘書課

基本目標 2

あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備

少子・高齢化が急速に進行する今日、家庭生活での育児・介護等に当たっては、男女が互いに協力し合い、家族の一員としてその責任を果たしていくことが大切です。

一方、地域社会にあっても、豊かで活力のある地域づくりを推進するためには、男女がともに自治会、PTA、NPO、ボランティアなど地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくことが必要です。

これらのことから、男女が、家庭生活、地域社会で共同して積極的にともに参画できる取り組みを進めます。

また、男女共同参画社会の形成にとって、政策・方針決定過程へ男性と対等の立場で女性が参画することは、女性の意思を社会に反映させていくうえで極めて重要な課題です。

平成 15 年には、男女共同参画推進本部で「2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%になるよう期待する」と決定されています。これをうけて、政策・方針の決定過程への女性の参画を進め、男女があらゆる分野に参画する機会を提供するとともに、女性の人材の育成などにも取り組みます。

さらに、我が国の男女共同参画は、国際的な取り組みとともに、施策の推進が図られてきました。日常生活の様々な場面で国際化が進む中、国際問題や外国の文化についての学習の機会を通して、男女共同参画に関する国際理解を深めるとともに、相互理解のための国際交流や国際協力にも努めます。

主要課題5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

夫の家事・育児・介護等の生活時間は、「夫のみ仕事をしている場合」、「夫婦共働きの場合」どちらも32分以内となっています。反対に、妻の家事・育児・介護等の生活時間は、夫に比べ非常に長く、「共働きの場合」であっても4時間12分となっています。

また、夫の1日の家事・育児時間は、妻の1日あたりの勤務時間に比例して長くなりますが、妻が7時間以上勤務する場合であっても、15分未満が40.4%と多く、60分以上は21.6%に留まっている状況です。

また、家庭生活における平等意識について、「男性が非常に優遇されている」「どちらかと言えば男性が優遇されている」と答えた人は、女性が40.9%、男性が30.4%となっています。男性に比べて、女性の方が10%以上も「男性優遇」を感じている人が多くなっています。

「平等になっている」と答えた人は、男性が39.8%、女性が27.7%となっています。家庭生活においては、男女の平等意識に大きな認識の差があります。男性が気付かないところで、不平等を感じている女性が多いと考えられます。

このことから、家事・育児・介護等は主に女性が行うものとして、家庭内で性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているといえます。

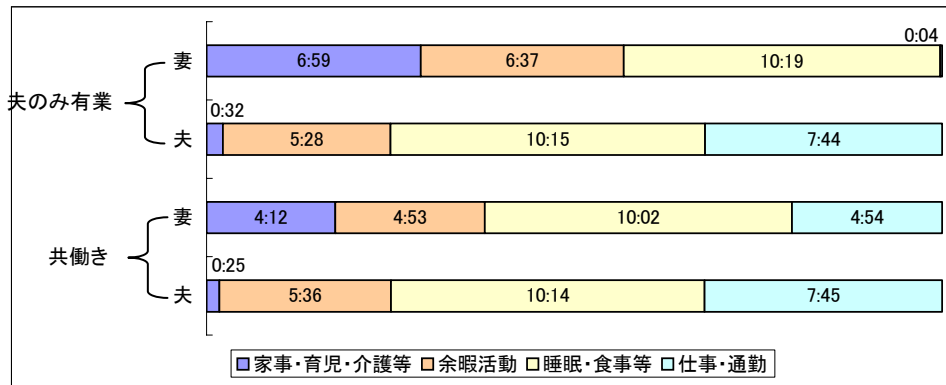
一方、地域社会における平等感について、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人は、女性が31.0%、男性が25.6%となっており、女性が男性に比べて地域社会における「男性優遇」を多く意識していると考えられます。また、「平等になっている」と答えた人は、女性の20.8%に比べて男性が8.5%多くなっています。地域社会においても男性優位の制度や組織等が残っていると考えられます。

また、NPO活動やボランティア活動への今後の参加意向については、「参加したい」「ときどきなら参加したい」と答えた人は、女性が54.8%、男性が51.8%となっています。しかし、実際に活動に参加した人は、女性が22.0%、男性が16.8%となっていることから、活動に参加したいと考えている人も、実際にはその半数以上が参加できていないことが分かります。

また、「市民活動団体の活動実態把握に関するアンケート調査」によると、市民団体の活動に必要な情報の入手方法として「他の団体から情報収集」が27%と最も多く、次いで「テレビや新聞」「情報誌」となっています。情報収集の多くを「他の団体からの情報」と挙げていることから、団体間のネットワーク構築が重要であることがわかります。一方、団体に所属していない方にとっては、情報収集を新聞や情報誌等に頼っていることが考えられます。参加意向のある人たちが、気軽に参加できるようにより一層の情報発信や参加機会の提供等、環境の整備が求められます。

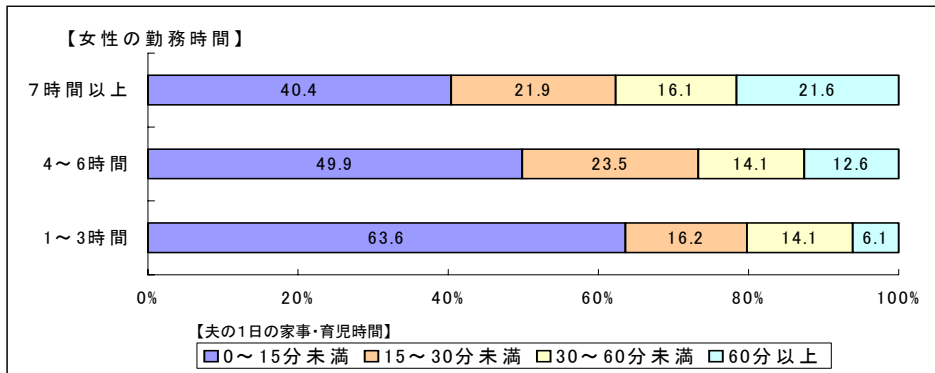
夫婦の生活時間（全国）

（単位：時間）



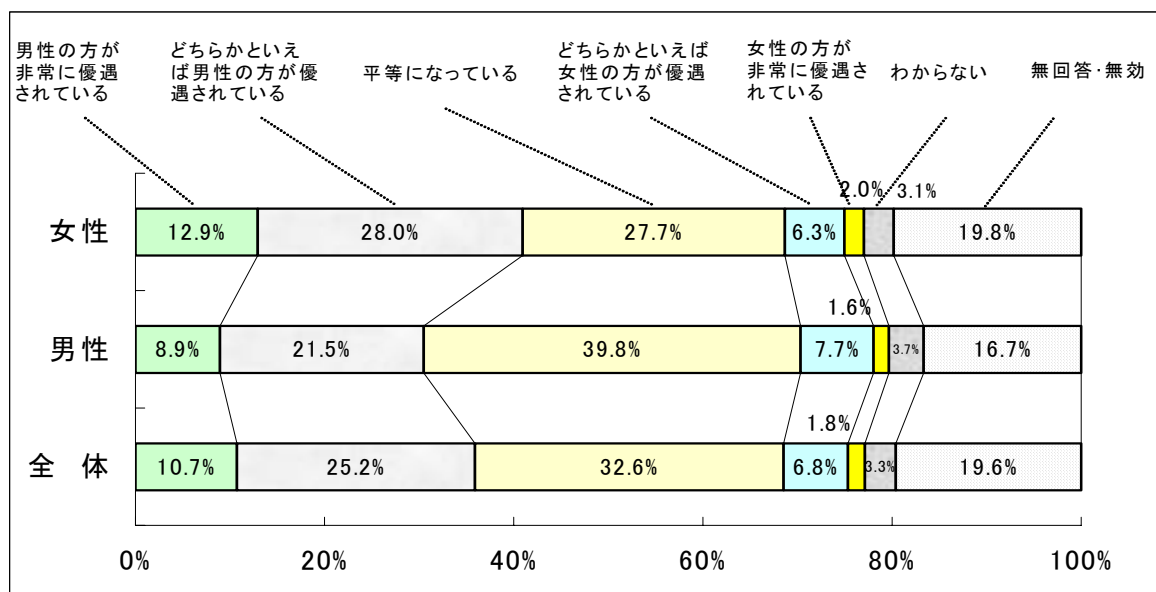
資料：内閣府「男女共同参画白書」（平成 18 年版）より

夫の1日の家事・育児時間（女性の出勤日1日あたりの勤務時間別）（全国）



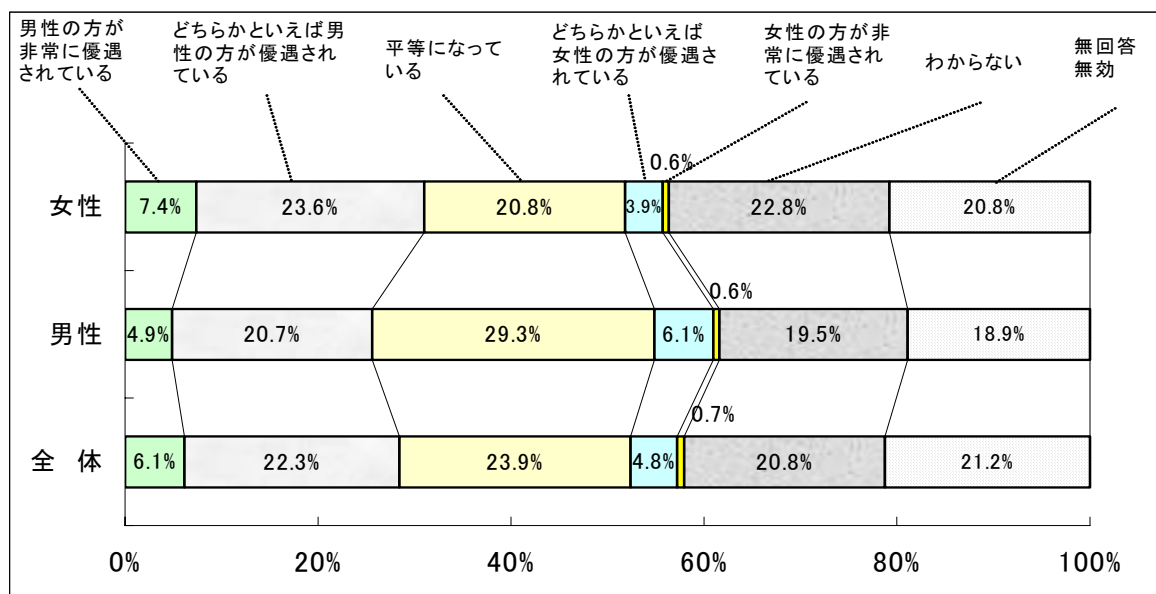
資料：内閣府「男女共同参画白書」（平成 18 年版）より

家庭生活における平等意識（取手市）



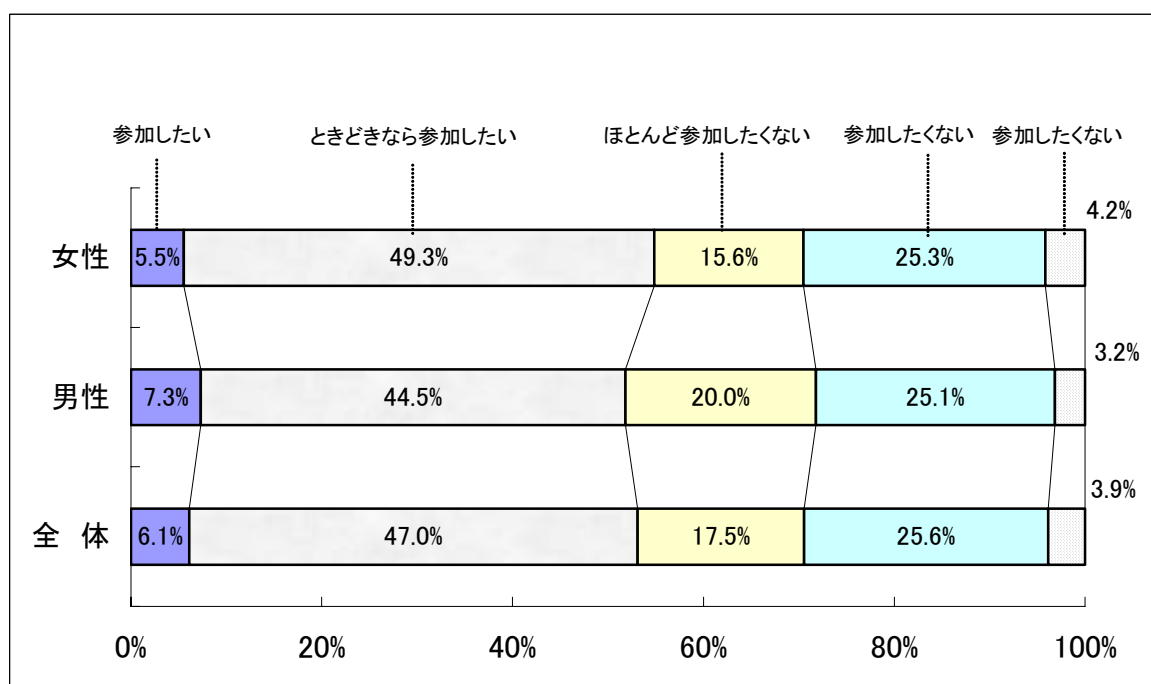
資料：取手市「市民アンケート調査」（平成 17 年度）より

地域社会における平等意識（取手市）



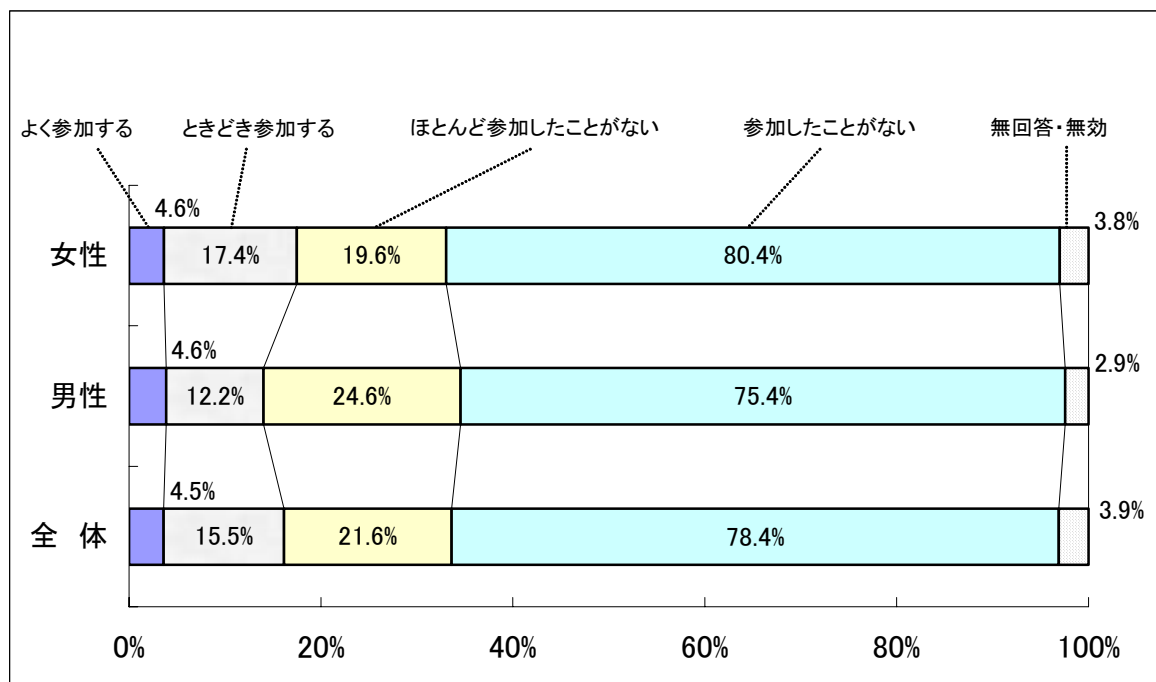
資料：取手市「市民アンケート調査」（平成17年度）より

NPO活動やボランティア活動への今後の参加意向（取手市）



資料：取手市「市民アンケート調査」（平成17年度）より

NPO活動やボランティア活動への参加状況（取手市）



資料：取手市「市民アンケート調査」（平成17年度）より

施策の基本方向(9) 家庭生活における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
41	家庭生活における男女共同参画の推進	家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動や学習機会の提供	継続		秘書課 スポーツ生涯学習課 子育て支援課
42		男女が家事、育児、介護等で、ともに協力し合い、その責任と役割を担うことへの啓発			秘書課 スポーツ生涯学習課 保育課
43		家庭の中で男性が家事、育児、介護等に積極的に参画するための、父親教室、安産教室、子育て教室、介護教室の充実			保健センター 高齢福祉課 スポーツ生涯学習課

施策の基本方向(10) 地域社会における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
44	地域活動、地域コミュニティ等における男女共同参画の促進、支援	自治会等地域活動、地域コミュニティ(注)づくり、まちづくりセミナー等へ男女参画の促進、啓発及び支援	継続		スポーツ生涯学習課、市民活動支援課、秘書課
45		地域活動リーダーの育成			市民活動支援課、秘書課
46	情報の収集・提供と地域ネットワークづくりの推進	各種団体グループの活性化と女性団体グループのネットワークの支援	継続		秘書課
47		地域社会における女性の参画の推進を図るため、女性による提言の積極的活用 女性団体等による調査、提言事業への支援			秘書課、市民活動支援課、スポーツ生涯学習課
48	ボランティア活動への支援	ボランティア及びコーディネーターの人材育成、人材リストの作成、ボランティア相談窓口の充実	継続		市民活動支援課、社会福祉課(社会福祉協議会)

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
49	ボランティア活動への支援	ボランティア活動の啓発, ボランティア情報誌の発行支援	継続		市民活動支援課
50		ボランティア休暇制度の普及	継続		人事課 商工観光課
51	環境保護活動への参画の支援	環境問題に取り組む市民団体への情報提供	継続		環境保全課
52		環境シンポジウムの開催及びパンフレットの作成	継続		環境保全課
53		男女が共同して環境保護への高い関心と豊富な知識と経験を各分野へ反映させるための取り組み		新規	環境保全課
54	地域における安心・安全のまちづくりの推進, 啓発, 情報の提供	自主防災組織など防災の現場における男女の参画の促進, 情報の提供		新規	防災対策課 消防本部
55		地域防犯体制の強化のための男女の参画の啓発, 情報の提供及び共有		新規	防災対策課 消防本部

(注)「地域コミュニティ」とは:

地域の住民みんなが自主的に参加し, その意見や考えをまとめ, お互いに協力し合い, 住みよい社会をつくることを目的にした“地域住民の集まり”をいいます。

主要課題 6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

本市の審議会等における女性委員の割合は、平成13年に20.4%でしたが、平成17年には24.4%まで増加しました。また、国や県においても同様に女性委員の登用率は増加傾向にあります。これは、行政分野において女性委員の積極的な登用を続けてきた結果と考えられます。

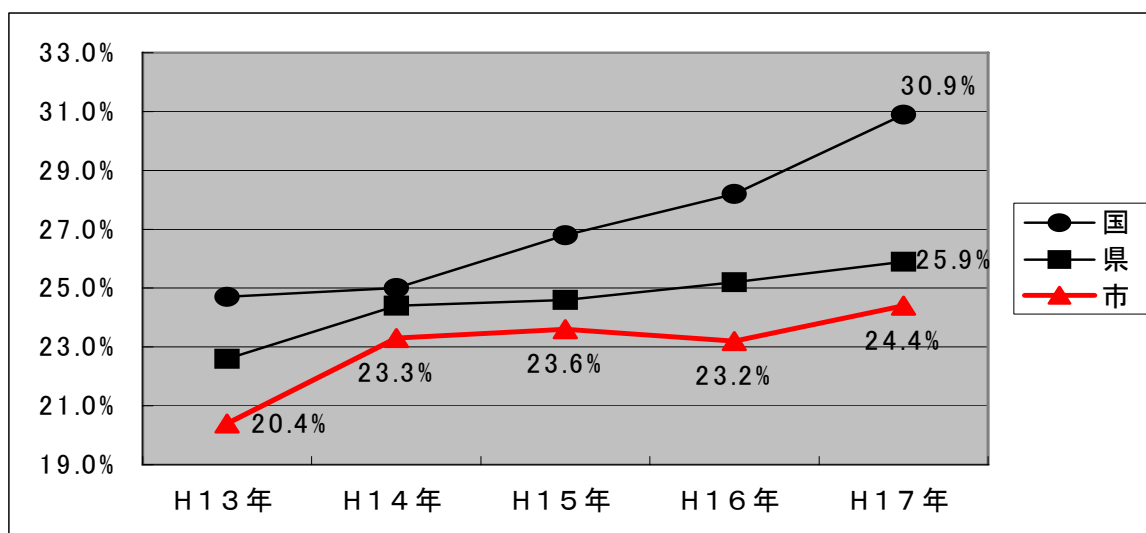
また、小中学校のPTA会長については、男性が約4分の3を占めています。民生委員児童委員については、女性が64%と多く、反対に市政協力員については女性が4%と極端に少なくなっています。市政協力員は地域の代表者として委嘱され、行政とのパイプ役を担っていますが、地域の取りまとめ役に男性が多いことを反映した結果となっています。

取手市職員における管理職員の内、女性職員の占める割合は、平成11年に5%でしたが、平成18年には4%となっています。

茨城県の調査によると、女性の管理職がいる企業は平成16年度で38.1%となっています。

また、本市における女性リーダーの数については、毎年増加傾向にあり、平成17年で51人となっています。地域における男女共同参画の推進のリーダー役が着実に増え、活発な活動が続けられています。

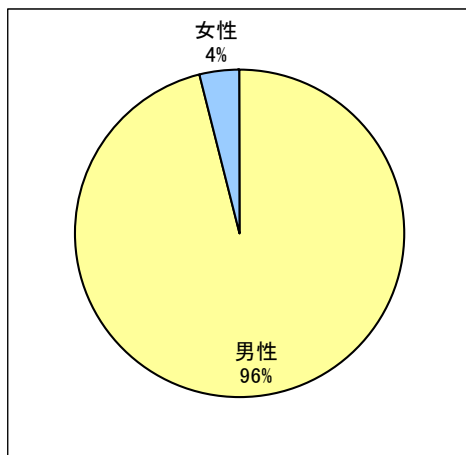
審議会等における女性委員の割合（国、県、取手市）



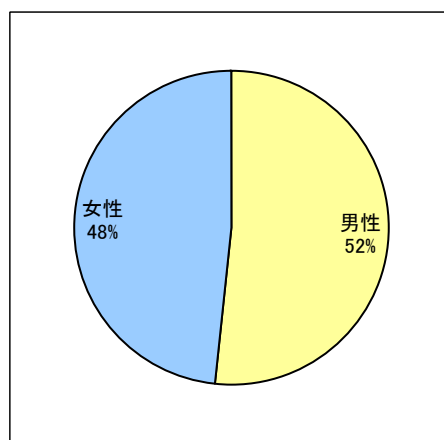
資料：取手市秘書課，内閣府「男女共同参画白書」（平成18年版）より
※ただし，平成16年度以前は旧取手市分の資料，各年3月31日現在

市役所職員の管理職と非管理職の割合（取手市）

○管理職

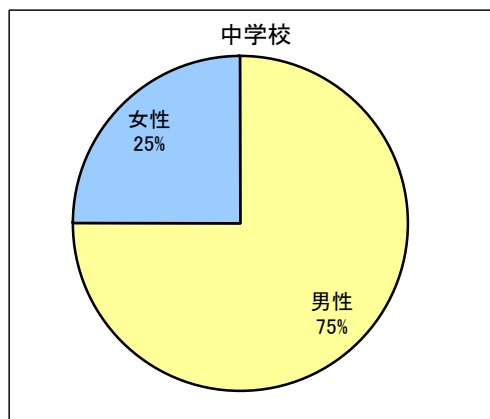
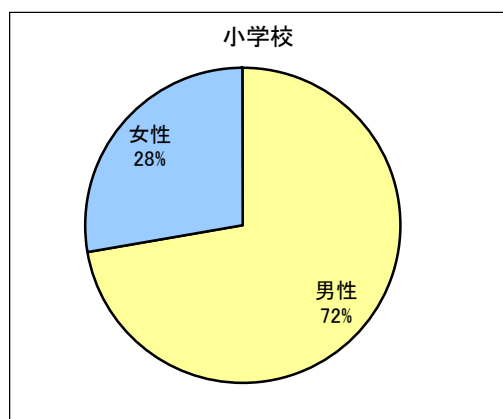


○非管理職



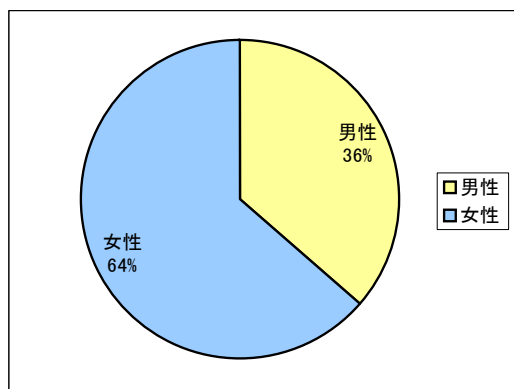
資料：取手市人事課（平成 18 年 4 月 1 日現在）

男女別 小中学校 P T A 会長（取手市）



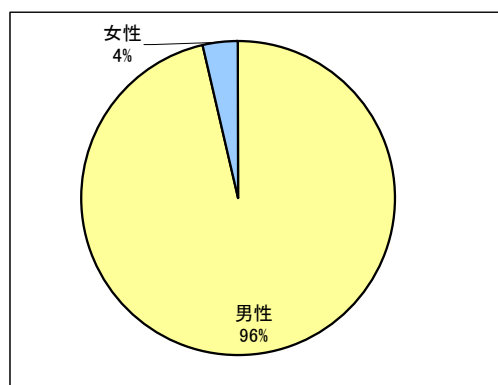
資料：取手市教育委員会 指導課（平成 18 年 5 月現在）

男女別 民生委員児童委員数（取手市）



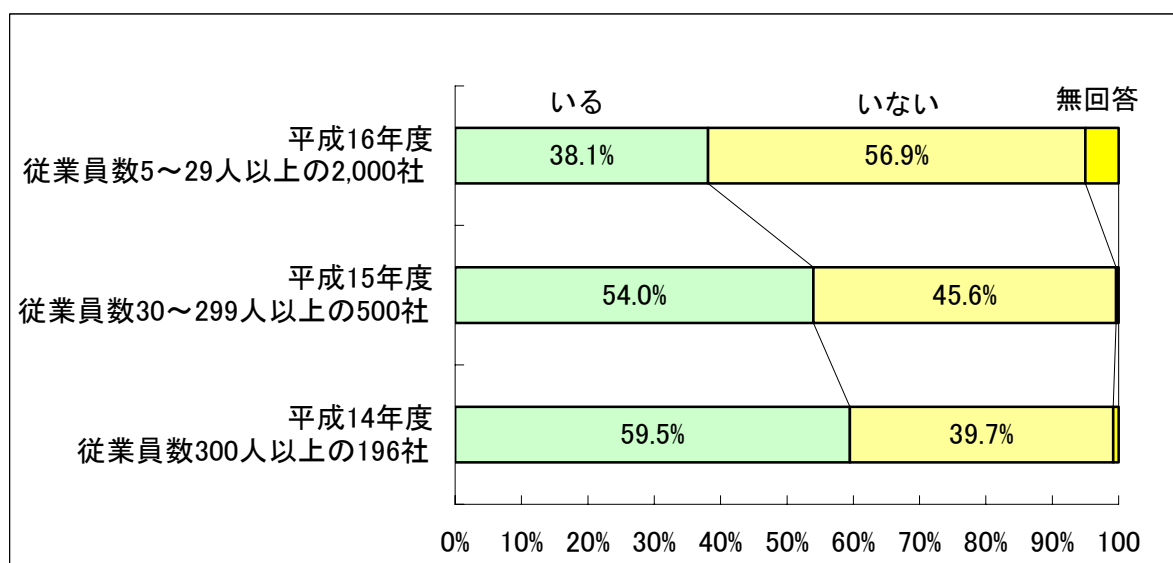
資料：取手市社会福祉課

男女別 市政協力員数（取手市）



資料：取手市市民活動支援課（平成 18 年 5 月現在）

企業における女性の管理職登用状況（女性の管理職がいる企業）（茨城県）



資料：茨城県「男女共同参画推進状況調査報告書」（平成16年度）より

各年度の調査対象

調査年度	調査対象
平成16年度	従業員数5～29人の事業所2,000社
平成15年度	従業員数30～299人の事業所500社
平成14年度	従業員数300人以上の事業所196社

女性リーダー数（取手市）

（単位：人）

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
茨城県ハーモニーフライト補助金交付者	18	21	21	23
取手市女性リーダー育成補助金交付者	-	2	11	17
市民活動団体リーダー（男女共同参画関連）	3	3	3	3
出前講座説明員（男女共同参画関連）	8	8	8	8
合計	29	34	43	51

資料：取手市秘書課

※合計は延べ人数です

施策の基本方向(1 1) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
56	審議会・委員会等への参画・登用の推進	審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	継続		秘書課, 関係各課
57		女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	継続		秘書課, 関係各課
58		参画状況の定期的調査の実施, 情報の提供, 意識の啓発	継続		秘書課 関係各課

施策の基本方向(1 2) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
59	各部・課内の職務の見直し	職員の意欲や意向を尊重した人事配置の推進	継続		人事課
60		男女均等な職員研修による人材育成	継続		人事課
61	職員に対する女性問題研修の充実	男女共同参画社会への学習機会の確保	継続		人事課
62	管理職への女性の積極的登用	人事評価制度を踏まえ, 女性職員の能力と適性に応じた職域の拡大, 登用及び昇進	継続		人事課

施策の基本方向(1 3) 事業所等における女性社員の登用・職域の拡大

No	施策の方策	施策の内容			担当課
63	事業所における女性社員の登用・職域の拡大	関係機関との連携により, 女性の登用や職域拡大の重要性について企業や団体等への啓発の促進及び協力要請	継続		秘書課, 商工観光課

施策の基本方向(14) 男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
64	国立婦人会館・県 女性センター等での 学習に対する支援	各種情報提供の充実, 啓発	継続		秘書課
65		女性リーダー等養成講座への支援, 充実	継続		秘書課
66	ネットワークづくりの 推進及び交流機会 の充実	ネットワークづくりの推進	継続		秘書課
67		自主学習グループへの支援と育成	継続		秘書課

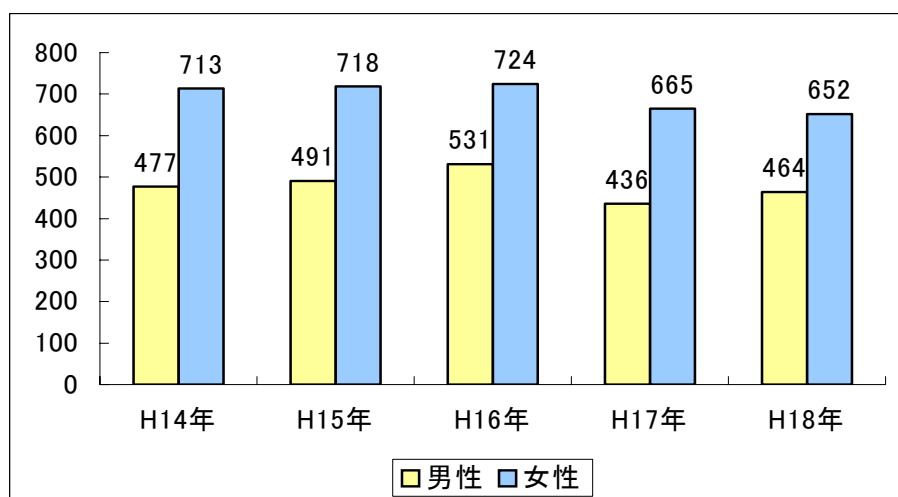
主要課題 7 国際社会の取り組みへの理解と協力

近年、国際化が進むなかで本市においても外国人の登録者数は、男性より女性の方が約4割多く、合計で常時1,100人を超えて推移しています。平成18年は、平成17年に比べて男性が28名増えて、女性が13名減っていますが、依然として女性外国人数が男性外国人数を上回っている状況です。

また、取手市国際交流協会の会員数は、平成17年に280人となり増加を続けています。市内における国際交流の関心が、引き続き高まってきていると考えられます。国際社会への理解を促進させるためにも、国際交流の推進が求められています。

外国人登録者数の推移（取手市）

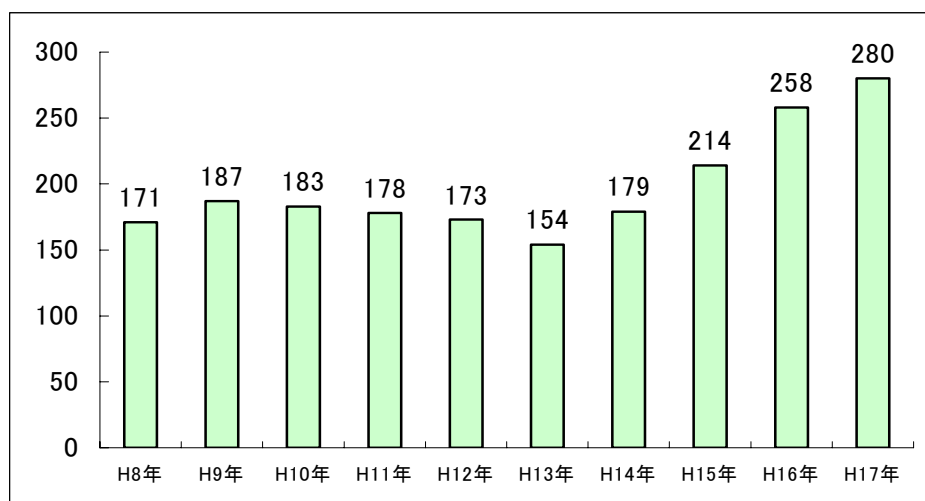
（単位：人）



資料：取手市市民課（各年4月1日現在）

国際交流協会会員数の推移（取手市）

（単位：人）



資料：取手市秘書課（各年5月現在）

施策の基本方向(15) 男女共同参画に関する国際的な動きへの理解

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
68	国際規範・基準への理解の促進	国際問題や外国の文化などについての学習機会を提供し、男女共同参画に関する国際的な動きへの理解の促進		新規	秘書課
69	国際情報の収集と提供及び学習の機会の支援	海外派遣事業への支援、及び相互理解を促進する講座・情報の提供	継続		秘書課

施策の基本方向(16) 男女共同参画に関する国際交流の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
70	国際交流・国際協力の促進	NPO等の活動への支援 NGOとの連携	継続		市民活動支援課 秘書課
71	姉妹都市等との交流促進	市民の国際性を育むため、市民の海外派遣研修等を通じた国際交流の促進 ・アメリカキューバ市との交流 ・中国桂林市との交流 交流団体のネットワーク化と活動への支援	継続		秘書課
72	外国籍市民への支援	生活情報の提供 国際交流ボランティアの支援と育成 語学ボランティア登録制度の充実	継続		広報広聴課、 市民課 社会福祉課 (社会福祉協議会)

施策の基本方向(17) 平和意識の高揚と貢献

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
73	平和意識の高揚	市民参加による平和事業の実施や平和教育の充実 ・広島平和記念式典等への参加(中学生の平和大使)支援	継続		総務課、 指導課
74	平和への貢献	相互理解のための情報の提供		新規	秘書課

基本目標 3

多様な働き方を可能にするための環境の整備

今後、団塊の世代の人々が大量に定年退職する時期を迎えるにあたり、男女が、それぞれの価値観やライフスタイルに応じ、多様で柔軟な働き方ができる環境の整備が望まれています。

仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、男女がともに仕事と家庭生活を両立することができるよう、安心して子育てや介護などができる環境づくりを進めます。

また、男女雇用機会均等法に基づき、雇用や賃金、昇進等において男女間に格差をなくし、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場環境づくりを促進するとともに、新たな分野への参画や再就職・起業等のためのチャレンジ支援を進めます。

さらに、農業・自営業などに従事する女性の地位向上のため、女性の社会参画及び経営参画の促進など、必要な支援や意識の啓発に努めます。

主要課題 8 職業生活と家庭生活の両立支援

小学校就学前の子どもがいる世帯では、妻の家事関連時間（家事、育児などに関わる時間）が週全体で 7 時間 35 分と非常に長く、生活時間の多くを占めていることが分かります。一方、夫の家事関連時間は 48 分となっていて妻に比べて約 9 分の 1 となっています。

平日と土曜・日曜日の家事関連時間を比較すると、土曜・日曜日は、妻の時間が減り、夫の時間が増えています。休日になると夫が家事等を手伝っていると考えられますが、夫と妻との従事時間の差は大きく、夫は家事等を行わないという家庭が多いことが見てとれます。

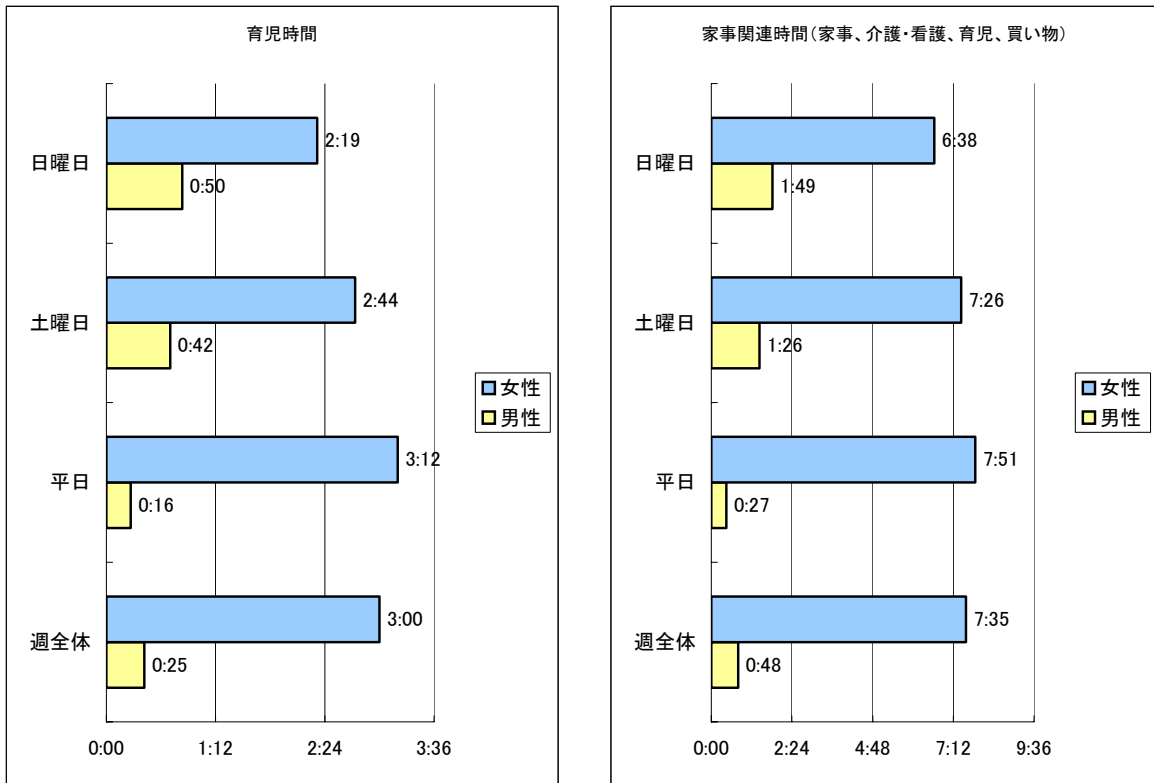
また、女性が仕事をやめた理由については、「家事・育児に専念するため自発的にやめた」人が 52% と最も多く、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた」人も 24.2% となっています。家事・育児を自ら望んで選択する人がいる一方、仕事を続けたかったにもかかわらず、やめざるを得なかった人が多いようです。

仕事と家庭の両立を目指す環境づくり、仕組みづくりが求められていると考えられます。

両立支援策の主力となる保育事業について、本市の保育所の保育児童数は全体で 1,215 人であり、待機児童は 0 人となっております。多様な働き方を出来るだけ可能にするため、土曜延長保育や延長保育、児童クラブ、放課後居場所づくり事業など、さまざまな子育ての施策を展開しています。

6歳未満の子どものいる世帯の夫婦の一日の育児時間等（全国）

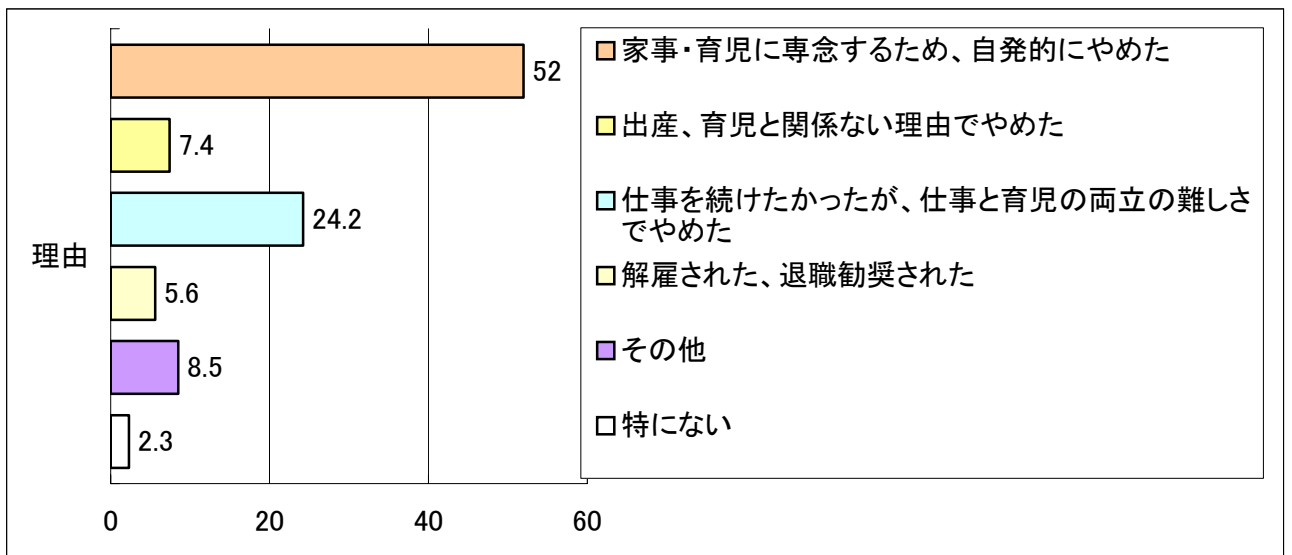
（単位：分）



資料：総務省「社会生活基本調査」（平成13年）より

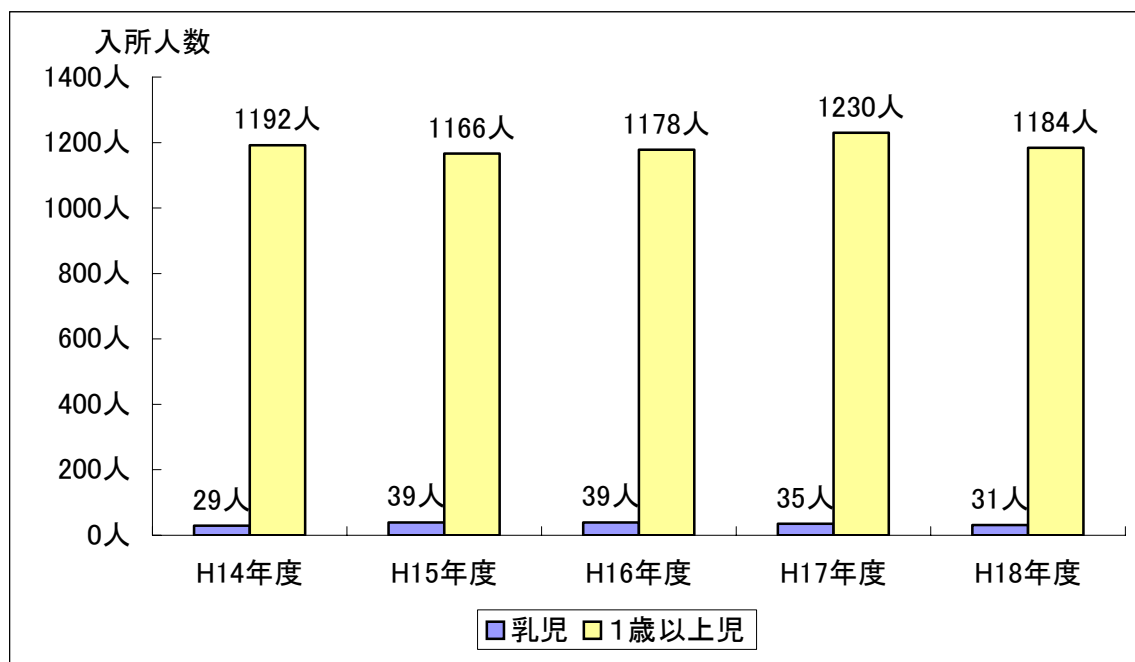
仕事をやめた理由（全国）

（単位：％）



資料：内閣府「男女共同参画白書」（平成18年版）より

保育所(園)児童数・乳児保育数推移(取手市)



資料：取手市保育課

施策の基本方向(18) 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり

(保護者の就労を支援するための施策)

No	施策の方策	施策の内容	区分	担当課
75	仕事と育児の両立支援事業の推進	低年齢児保育,土曜日延長保育,延長保育,障害児保育,一時保育の充実	継続	保育課
76		休日保育,病後児保育の実施	継続	保育課
77		学童保育の充実	継続	スポーツ生涯学習課
78		両立支援のための保育サービスの周知	継続	保育課
79		両立支援のための実態調査とニーズの把握	継続	保育課
80		家庭乳児保育事業(生後43日から1歳まで)の充実	継続	保育課
81		家庭児童相談事業の周知,充実	継続	子育て支援課

施策の基本方向(19) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

No	施策の方策	施策の内容	区分	担当課
82	育児休業制度の定着と介護休業制度の普及及び制度の意識啓発	労働者に対する育児・介護休業制度の周知と定着の啓発	継続	秘書課, 人事課, 商工観光課
83		家庭において男性が家事・育児・介護に参画できるようにするため,育児・介護休暇取得の啓発	継続	秘書課, 人事課, 商工観光課
84		男女共同参画に基づく働き方についての事業所(市を含む)に対する啓発	継続	秘書課, 人事課, 商工観光課
85		事業所(市を含む)に対する育児・介護休業制度の定着に向けた啓発	継続	秘書課, 人事課, 商工観光課

主要課題 9 就労の場における男女平等の推進

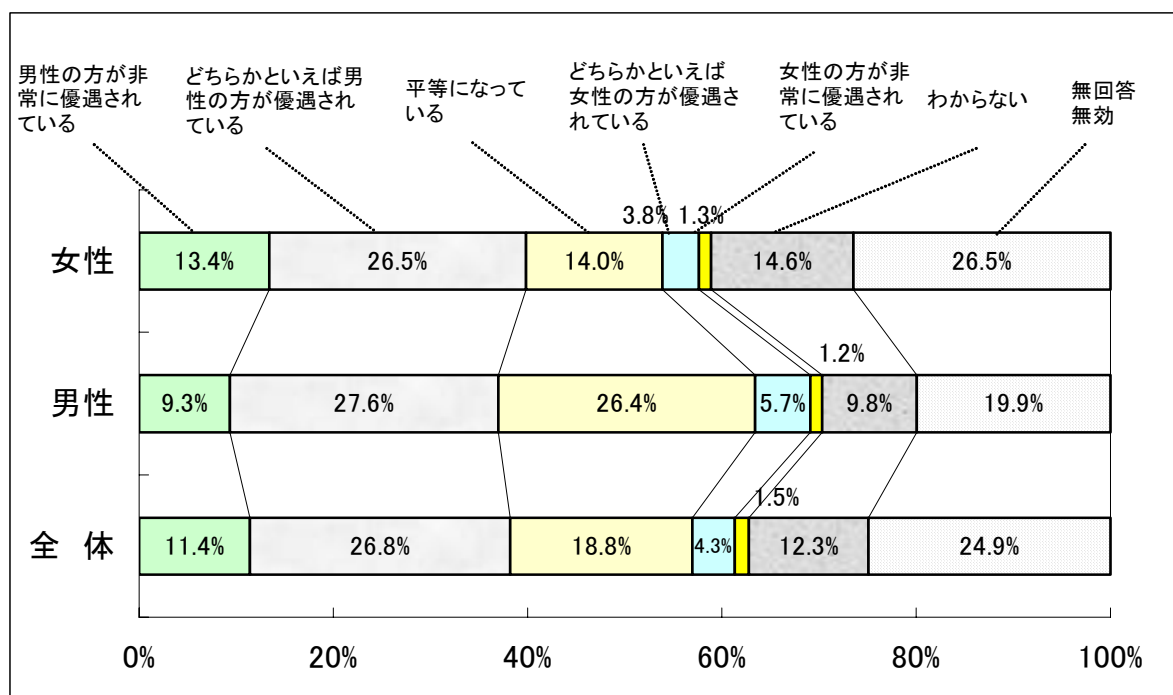
職場における平等意識について、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人は、女性が 39.9%、男性が 36.9%となっています。また、「平等になっている」と答えた人は、女性が 14.0%、男性が 26.4%となっていて、男性の方が 12.4%も多くなっています。男性自身が認識していない不平等な制度等が、就労の場において根強く残っていることが伺えます。

一方、茨城県の調査によれば、従業員に対する教育訓練等をどのように実施しているかという項目では、業務に関する能力開発において「男女とも同じ内容で実施している」という事業所が 54.1%を占めています。

さらに、育児休業を規定している企業は、36.3%となっており、そのうち制度を利用した人は 17.7%に留まっています。また、介護休業を規定している企業は、26.6%となっており、そのうち制度を利用した人は 79.7%となっています。両休業制度を規定している企業は、非常に少なく、介護休暇に比べて育児休暇の方が取りにくい環境になっていると考えられます。

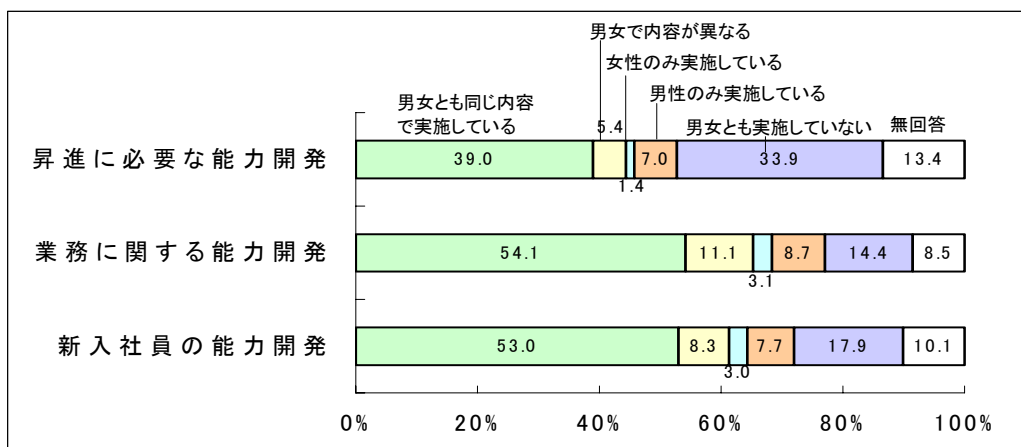
意識的な面で男女平等意識は浸透しつつありますが、それを具体化するための職場環境の整備の遅れや、依然として男性優位の登用制度が残っていると考えられます。

職場における平等意識（取手市）



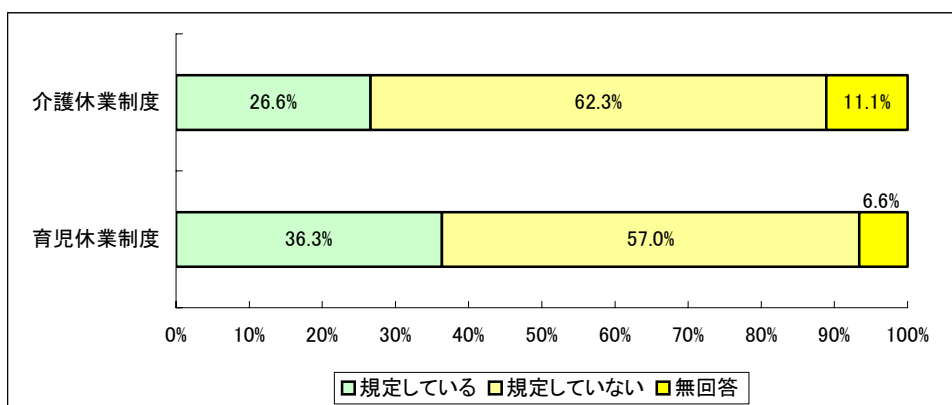
資料：取手市「市民アンケート調査」（平成 17 年度）より

従業員に対する教育訓練等の実施状況（茨城県）



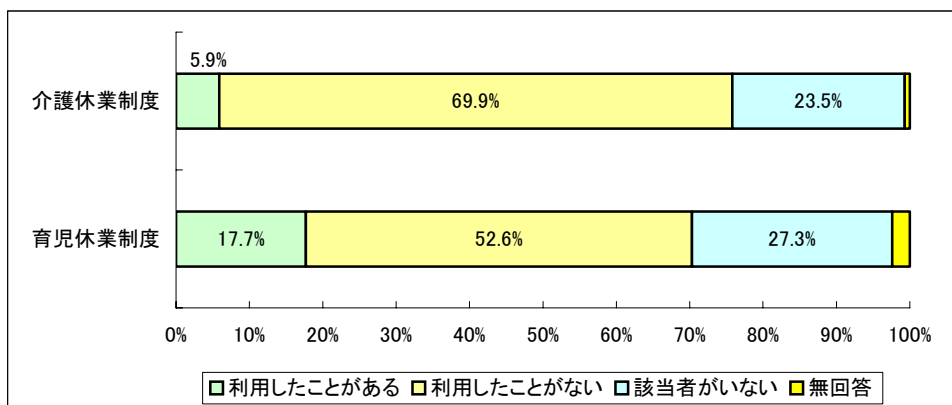
資料：茨城県「男女共同参画推進状況調査報告書」（平成16年度）より

企業における育児休業制度・介護休業制度の規定状況（茨城県）



資料：茨城県「男女共同参画推進状況調査報告書」（平成16年度）より

企業における育児休業制度・介護休業制度の利用状況（茨城県）



資料：茨城県「男女共同参画推進状況調査報告書」（平成16年度）より

施策の基本方向(20) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
86	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨の徹底等	事業所へ男女の均等な機会と待遇確保のための周知, 啓発	継続		秘書課 商工観光課
87		事業所における女性の能力発揮のための取り組みとして, 積極的改善措置(ポジティブアクション: 男女間の格差改善)の促進		新規	人事課, 商工観光課
88		セクシュアル・ハラスメントに関する情報の提供及び啓発	継続		人事課, 商工観光課
89		女性労働問題の相談体制, 学習機会の充実及び関係機関との連携	継続		秘書課 商工観光課
90		パート労働者・派遣労働者への支援	パートタイム相談事業の充実, 労働情報の提供	継続	

主要課題 10 商業・農業等における男女共同参画の推進

女性が農業・商業の重要な担い手として明確に位置づけられ、主体的に経営に参画できる体制を整備するためにも、家族経営協定締結の普及、啓発を行っていく必要があります。つくば地域農業改良普及センター管内の家族経営協定の締結状況について、本市では12組の協定が締結されています。また、つくば市の90組が最も多く、協定の普及啓発が進められている状況が分かります。

家族内協定締結状況 (単位：件)

市町名	組数
取手市	12
守谷市	0
利根町	4
つくばみらい市	1
つくば市	90

資料：取手市秘書課（平成18年3月31日現在）

施策の基本方向(2 1) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
91	商業・農業等に従事する女性の地位向上のための支援	女性農業者・自営業者がいきいきと働き、能力が発揮できるための啓発、支援	継続		農政課 商工観光課、
92		家族経営協定(注)の普及、啓発	継続		農政課
93		農業委員会委員への女性の登用	継続		農業委員会
94		商工会・農業分野における政策決定の場への女性の参画	継続		商工観光課 農政課

(注)家族経営協定・・・家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

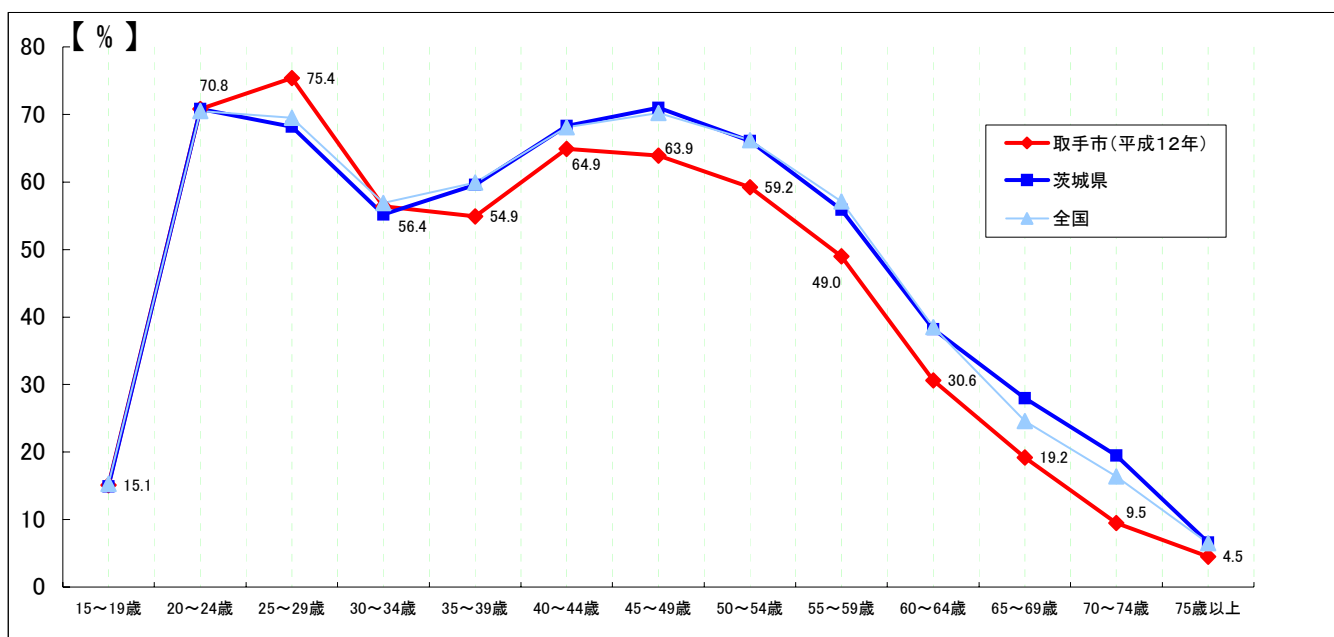
主要課題 1 1 起業・再就職に対する支援

本市における女性の年齢別就労率は、「25歳から29歳」で始めのピークとなり、「35歳から39歳」で54.9%と一旦大きく下がり、「40歳から44歳」で64.9%となり2回目のピークを迎えるM字型の曲線を描いています。これは、結婚や育児等で仕事を一旦やめて再度就職していることを表していますが、「25歳から29歳」の就労率に比べて「40歳から44歳」は10.5%減となっていることから、一旦仕事を辞めて、そのまま就労しない人が多い状況が見てとれます。

また、労働力調査によると、就業希望者を労働力人口に加えて算出した潜在的労働率では、労働力率のM字に比べてくぼみが少なくなり台形に近くなっています。

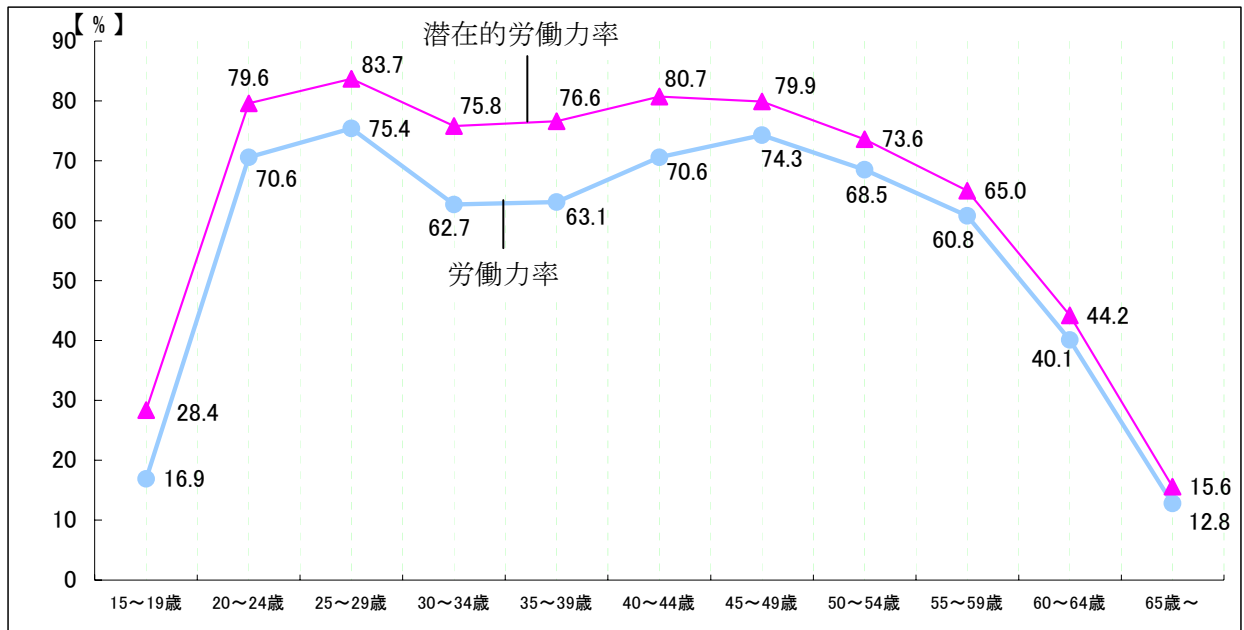
このことから、結婚や育児等の理由により一旦離職した人が再就職を希望しているにもかかわらず、雇用環境や家庭の状況によって就職できない場合が多いと考えられます。

女性の年齢別就労率（国・県・市）



資料：「国勢調査」（平成12年）より

労働力率と潜在的労働力（全国）



資料：内閣府「男女共同参画白書」（平成 17 年）より

施策の基本方向(22) 女性のチャレンジ支援

No	施策の方策	施策の内容			担当課
95	女性の職業意識を高めるとともに、ライフ・プランを立てるための学習支援	各種研修会や学習機会の充実及び情報提供等により、女性の起業やキャリアアップの支援 ・各種資格取得講座の情報の提供 ・キャリアアップに関する情報の提供	継続		商工観光課
96		公共訓練施設への入所支援	継続		商工観光課
97	多様な働き方(再就職)のための支援	訓練時の保育サポート	継続		保育課, 商工観光課
98		21世紀職業財団との連携の充実	継続		秘書課 商工観光課
99		職業能力の自己啓発セミナー等研修会の開催	継続		秘書課 商工観光課
100		再就職に関する情報提供や相談の充実	継続		秘書課 商工観光課

基本目標 4

健康で安心できる生活環境の整備

生涯にわたり心身ともに健康で快適な生活を送ることは、男女ともに共通の願いです。男女が生涯にわたり心身ともに健康を保持・増進できるよう、施策の充実に努めます。

市男女共同参画推進条例では、生涯にわたる健康への配慮として「男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする」と規定しています。

これを受けて、男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠と出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じて男女が健康であることの重要性を正しく認識できるよう啓発活動を行うとともに、相談体制の充実に努めます。また、母性の保護や母子保健の周知、健康管理や健康相談体制の充実に努めます。特に、H I V / エイズや低年齢層の性感染症対策、薬物乱用対策の推進、そして飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害についての情報の提供など、健康を脅かす問題についての啓発に努めます。

同時に、平成 15 年 9 月には、少子化社会対策基本法が施行され、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明確にし、的確に対処するための施策を総合的に推進することとなりました。これを受けて、子どもが安全で健やかに育つ環境づくりのため、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実に努めます。

さらに、高齢者・障害者などに対する自立支援の条件づくりとして、社会参加への支援、介護体制の充実、社会基盤の整備を進めます。

主要課題 1 2 生涯にわたる男女の健康づくり

本市の出生数は、毎年変動がありますが平成 17 年度は 808 人で、平成 16 年度と比較すると 37 名の減となり、緩やかな減少傾向にあります。一方、妊婦の一般健康診査受診件数（前期・後期）は、年々上昇傾向にありましたが、平成 17 年度の出生率の減少を受けて、受診件数も平成 16 年度の 1,584 件から 1,501 件となり、73 件の減となっています。

男性も女性も生涯にわたって健康が保持・増進できることが求められていますが、特に女性は、妊娠や出産に向けてより一層の健康管理が重要となります。

一般健康診査は、前期と後期の 2 回分の無料券を交付して実施していますが、全体的に人が受診しているという状況ではなく、受診率の向上を図る必要があります。

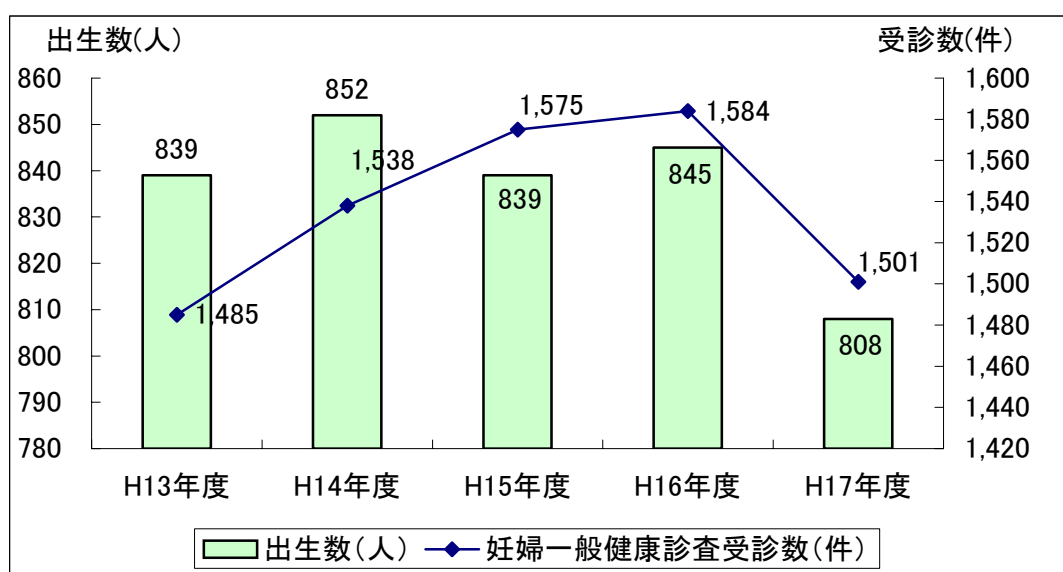
日本における人工中絶の件数は、平成 16 年度に約 301,000 件であり、昭和 60 年に比べて約半数までに減少しています。

また、H I V / エイズ感染者の推移をみると、年々増加傾向にあり、特に男性の感染者数が女性に比べて圧倒的に多いことが分かります。男性の感染者数が高いことは、結果として女性への感染の危険度が高まっていることを示していると考えられます。

なお、茨城県における感染報告は、平成 4 年の 77 名をピークとして緩やかな減少傾向にあります。

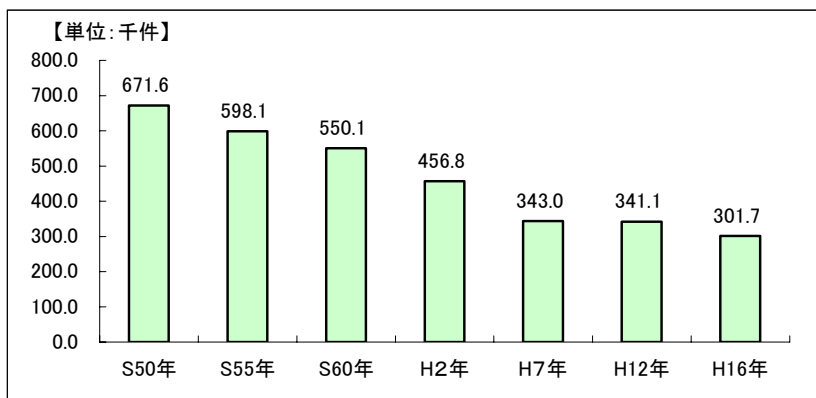
さらに、喫煙率は、女性に比べて男性が約 3.3 倍となっており、高い喫煙率を示しています。健康に及ぼす弊害についての情報の提供、啓発を進めることが求められています。

出生数と妊婦一般健康診査受診数（取手市）



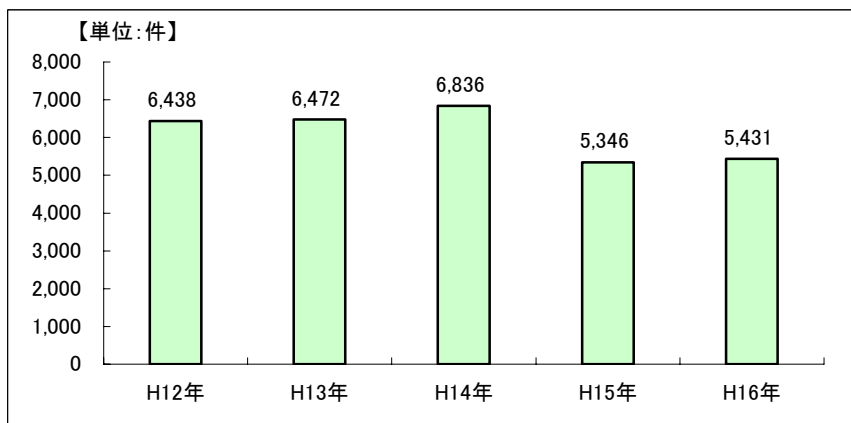
資料：取手市保健センター

人工中絶件数の推移（全国）



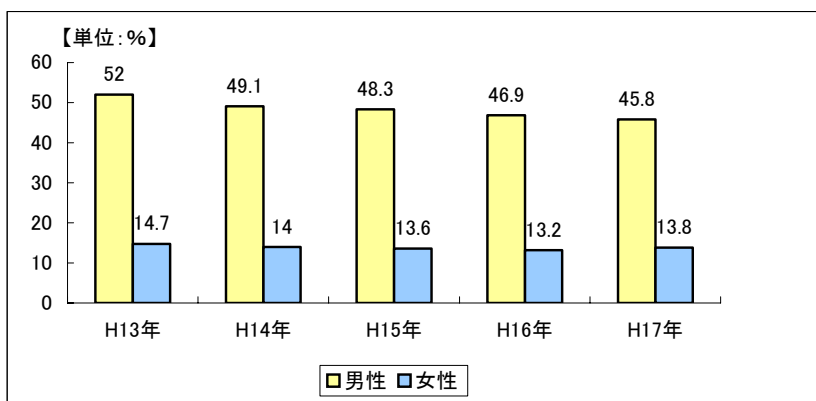
資料：内閣府「男女共同参画白書」（平成 18 年版）

人工中絶件数の推移（茨城県）



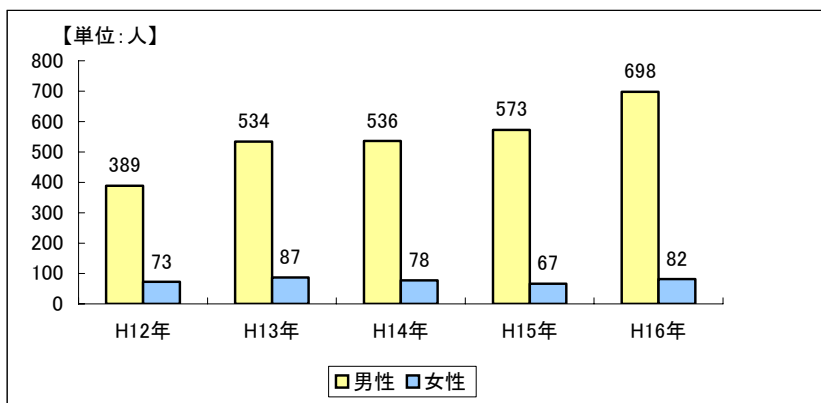
資料：厚生労働省「衛生行政報告例」（平成 16 年版）

喫煙率の推移（全国）



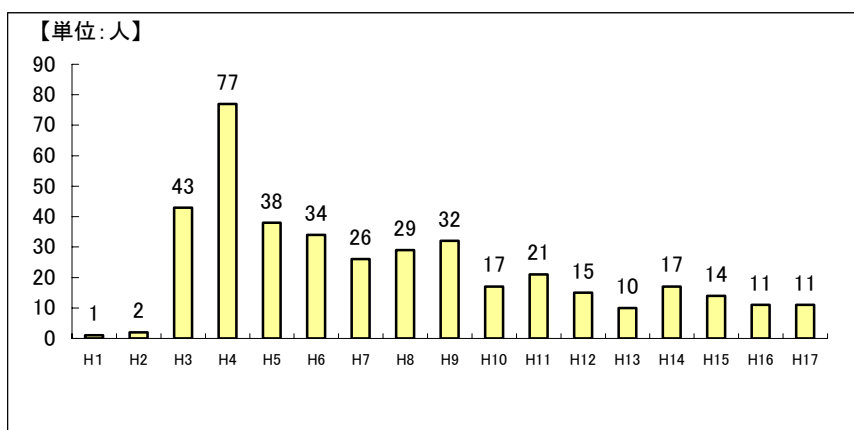
資料：内閣府「男女共同参画白書」（平成 18 年版）

H I V／エイズ感染者数の推移（全国）



資料：内閣府「男女共同参画白書」（平成18年版）

H I V／エイズ感染者数の推移（茨城県）



資料：茨城県保健福祉部

施策の基本方向（23） 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
101	生涯にわたる健康づくり	思春期, 更年期, 老年期等人生の各ステージにわたる健康づくり(性差医療(注)を含む)の普及・啓発及び健康相談の充実	継続		保健センター, スポーツ生涯学習課
102	健康診査等の充実	市民の健康管理を図るため, 各種健康診査等の充実		新規	保健センター
103	メンタルヘルス事業の充実	心の健康づくりに対する情報の提供, 啓発, 相談体制の充実		新規	保健センター

施策の基本方向（24） 妊娠・出産等に関する健康支援

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
104	性と生殖に関する健康と権利に関する意識の啓発	家庭における性と人権教育の促進	継続		秘書課 保健センター
105		男女がお互いの性を理解し, 尊重し, 妊娠や出産について, 相互の意思が尊重されるための意識の啓発	継続		秘書課 保健センター
106	妊娠・出産等における母子の健康管理	母性の重要性についての認識を深めるため, 親と子の自覚についての学習機会の充実	継続		保健センター
107		妊娠期, 出産期及び乳幼児期における健康診査の充実	継続		保健センター
108		妊娠期, 出産期における保健指導の充実	継続		保健センター
109		発達段階に応じた性教育, 保健安全教育の充実	継続		指導課

(注) 性差医療・・・1980年代以降, 米国において様々な疾患の原因, 治療法が男女で異なることが分かってきたことから始められた医療。

施策の基本方向（25） 健康を脅かす問題についての啓発・充実

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
110	HIV／エイズ・性感 染症対策	市広報紙, リーフレットなどによる普及, 啓発	継続		保健センター
111		情報提供と相談体制の充実	継続		保健センター
112		学校, 生涯教育の場での防止対策の啓発	継続		指導課, 保健 給食課, スポー ツ生涯学習課
113	薬物乱用防止対策	情報提供と相談体制の充実	継続		保健センター 子育て支援課
114		学校, 生涯教育の場での防止対策	継続		指導課, 保健 給食課, スポー ツ生涯学習課
115		薬物乱用防止のための啓発	継続		保健センター
116	飲酒・喫煙防止の 啓発	飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害についての 啓発, 情報の提供		新規	保健センター 指導課, スポー ツ生涯学習課

主要課題 1 3 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり

子どもが安全で健やかに育つ環境づくりを進めるため、市では平成 18 年 7 月から親の就労にかかわりなく、各小学校で放課後子どもたちが安心して過ごせる「子どもの居場所づくり事業」を開始しました。年齢の異なる児童でも自然に交流を深めることができます。

また、子育て中のお父さんお母さんに子育ての不安を解消してもらうため、子育て支援センターの整備にも取り組んでいます。

さらに、とりでファミリー・サポートセンター事業の利用実績によると、「保育所等迎え後自宅預かり」が 1,510 件と最も多く、仕事等の都合により保育所や児童クラブの閉所時間に間に合わない場合に利用されています。共働き家庭が増加するなかで、保育時間の延長などを望む声が多く、子育て支援策の更なるサービスの拡充が求められています。

一方、本市の母子家庭世帯数は、平成 13 年度で 823 世帯、平成 16 年度には 1,061 世帯となり年々増加傾向にあります。また、父子家庭についても平成 17 年度で 130 世帯となり、母子家庭に比べて相対的な世帯数は少ないものの増加傾向にあります。

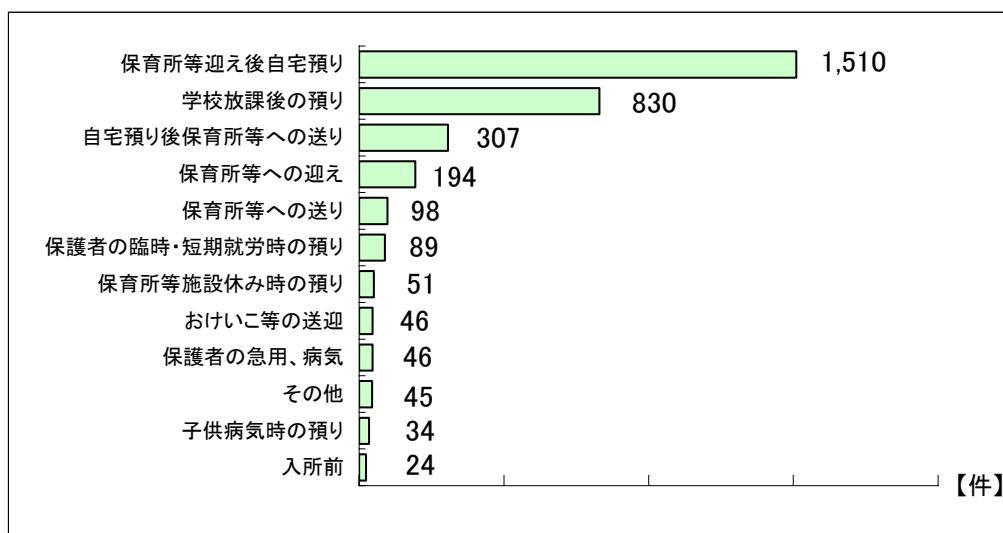
母子家庭となった原因は、離別が最も多く、父子家庭より母子家庭の方が非常に多い状況から、離別後はその子どもを女性が引き取っている場合が多いようです。

子育て世代の女性就労率が低いことを勘案すると、経済的な支援策と多様な働き方を可能にする雇用環境の整備が子どもを健やかに育てるうえで重要となると考えられます。

とりでファミリー・サポートセンター利用状況（取手市）

利用会員	協力会員	両方会員	合計
352人	204人	46人	602人

○利用内訳



資料：取手市社会福祉課「事業報告書」（平成17年度）より

母子・父子家庭の推移（取手市）（件）

年度	母子家庭	父子家庭
13年度	823	—
14年度	933	—
15年度	1,002	70
16年度	1,061	94
17年度	1,301	130

資料：取手市子育て支援課

発生原因別母子家庭の状況（取手市）

（単位：人）

年度	病死	交通事故死	その他の死亡	離別	遺棄	生死不明	未婚の母	その他	計
13年度	8	1	2	76	1	0	4	2	94
14年度	6	0	2	117	3	0	20	2	150
15年度	6	0	2	101	1	0	10	0	120
16年度	5	0	1	87	0	0	16	1	110
17年度	6	0	0	109	1	0	8	1	125

※取手市福祉事務所「事業報告書」より

施策の基本方向(26) 子育て支援体制の充実

(保護者の就労の有無に関係のない支援)

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
117	保育施設等の地域への開放と支援	地域の子育て家庭への支援 ・子育て支援センターの充実	継続		保育課, 子育て支援課
118		学校・保育施設等の校庭・園庭開放	継続		保育課 スポーツ生涯 学習課
119	子育て支援の充実	ファミリーサポート支援事業等の充実	継続		子育て支援課
120		子育てに関する情報の提供, 相談体制の充実	継続		保育課, 子育て支援課
121		母親クラブの育成, 充実	継続		保育課
122		子育てネットワークへの支援	継続		保育課, 子育て支援課
123		公共施設でのバリアフリー(注)化及び保育施設など子育て環境整備	継続		公共施設管理 担当課 保育課, 子育て支援課
124		学校における相談事業の充実	継続		指導課
125	子どもの交流場所の整備	子どもや保護者のニーズの把握と調査	継続		スポーツ生涯 学習課
126		「放課後子どもの居場所づくり」の整備, 運営の充実		新規	スポーツ生涯 学習課

(注) バリアフリー・・・障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。

施策の基本方向(27) ひとり親家庭に対する支援の充実

No	施策の方策	施策の内容	区 分		担当課
127	ひとり親家庭の福祉と自立の支援	経済的支援の促進	継続		子育て支援課
128		住宅支援の充実	継続		都市政策課, 子育て支援課
129		相談体制の充実	継続		子育て支援課

主要課題 1 4 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり

本市における高齢者人口（65歳以上）と高齢化率は、平成18年4月1日現在（住民基本台帳人口）で、女性が11,327人（20.1%）、男性が9,645人（17.3%）となっており、女性が男性に比べて1,682人多く、高齢化率が20%を超えています。さらに、75歳以上の高齢者数を比較すると、男性の単独世帯数も増えていますが、女性の単独世帯はさらに男性より2,007人（1.7倍）も多い状況です。

また、シルバー人材センターの登録者数は、全体で632人、男性514人、女性118人、男性は女性の4.4倍となっています。希望職種については、「一般作業種」が最も多く、続いて「管理種」「技能種」となっています。

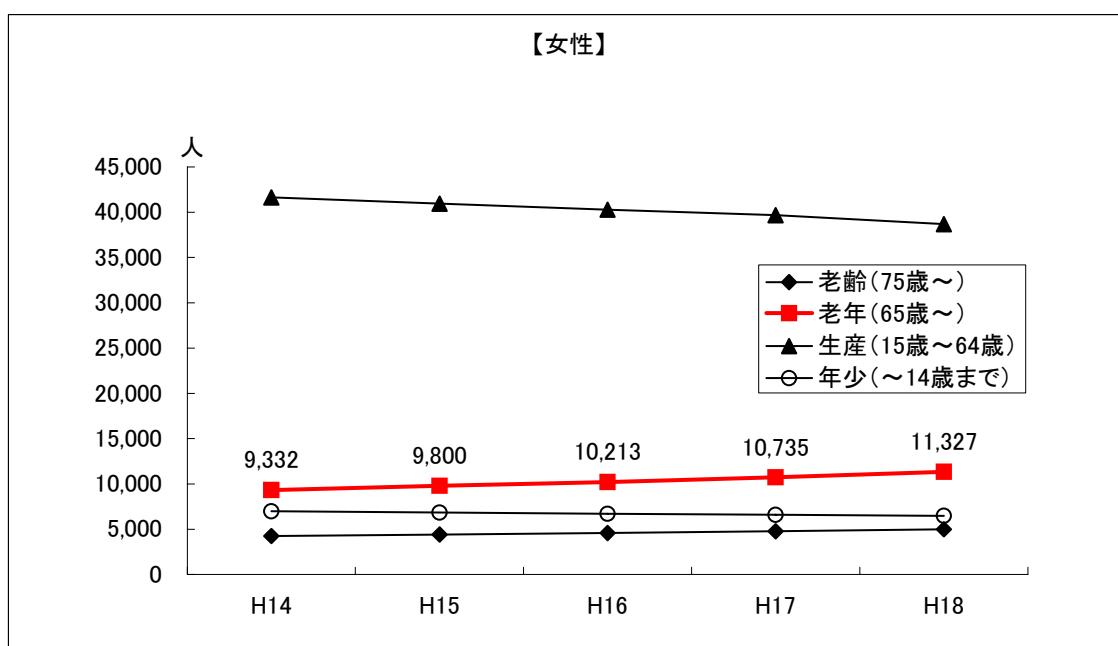
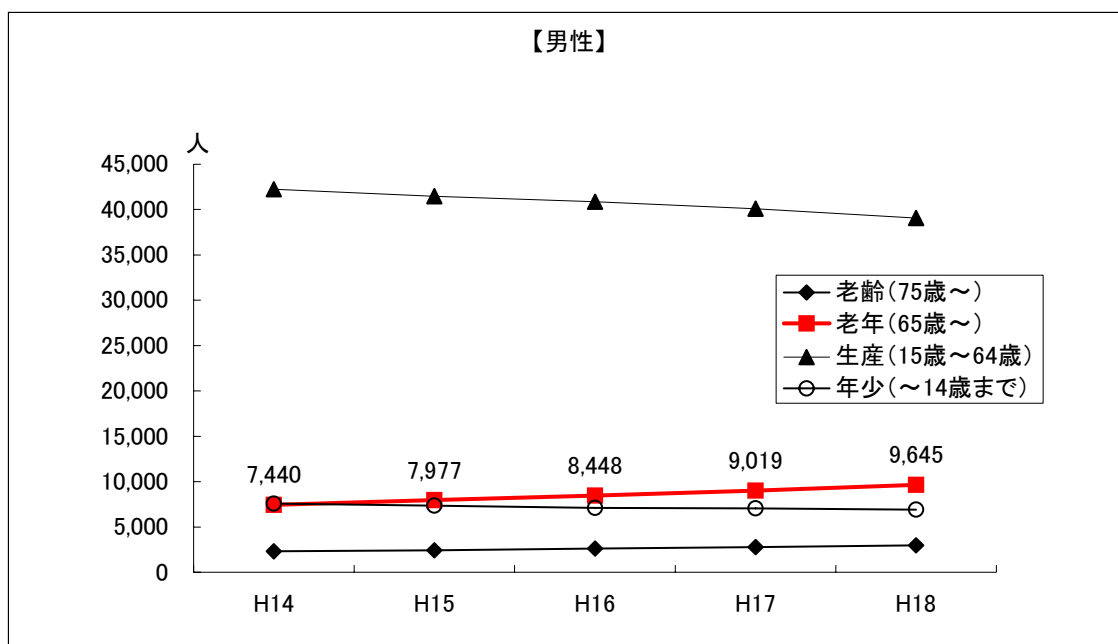
65歳以上の高齢者人口が20,972人となっていることに対して、シルバー人材センターへの登録者数は、632人となっており、全体の3%に留まっています。今後、ますます高齢者人口が増加し、さらに団塊の世代の大量退職を控えるなかで、意欲のある高齢者を積極的に活用することや、地域での活躍の場を提供していく方を講じていく必要があります。

次に、取手市における介護保険制度の状況については、市内の要介護認定者数が、平成17年に2,437人となり高齢者全体の12%を占めています。高齢者人口が増えたことに対応して要介護認定者、認定率ともに増加しており、今後もさらに増加することが見込まれます。

一方、本市における障害者の現況については、身体障害者手帳所持者が3,009人、知的障害者の療育手帳所持者が458人、精神障害者手帳所持者が266人となっています。いずれも増加傾向にあるとともに、高齢化、障害の重度・重複化といった傾向が見られます。

また、これには、障害を持っていても障害者手帳を申請していない人が含まれていないため、潜在的な障害者数はさらに多いと考えられます。

年代別人口推移（取手市）



資料：取手市企画課（各年4月1日現在）

高齢者数（取手市）

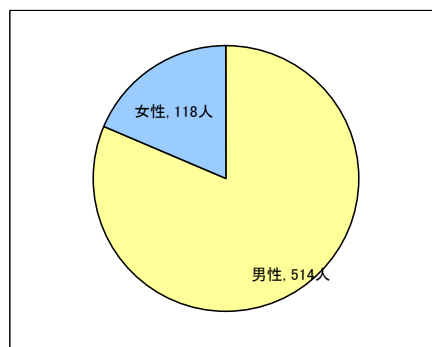
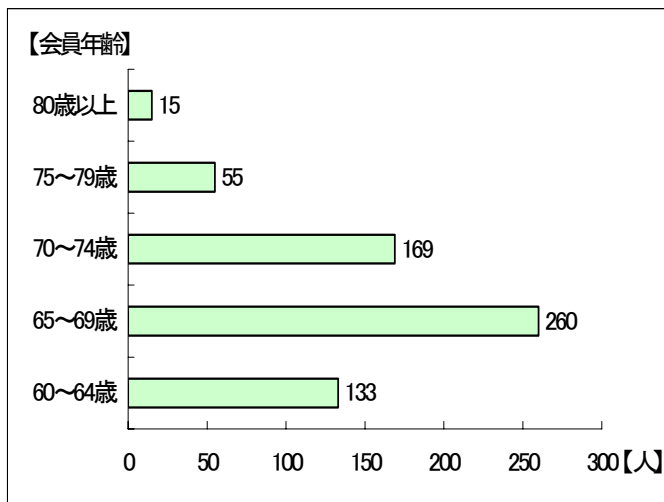
（人）

	男性	女性
65～74歳	6,671	6,346
75歳～	2,974	4,981

資料：取手市企画課（平成18年4月1日現在）

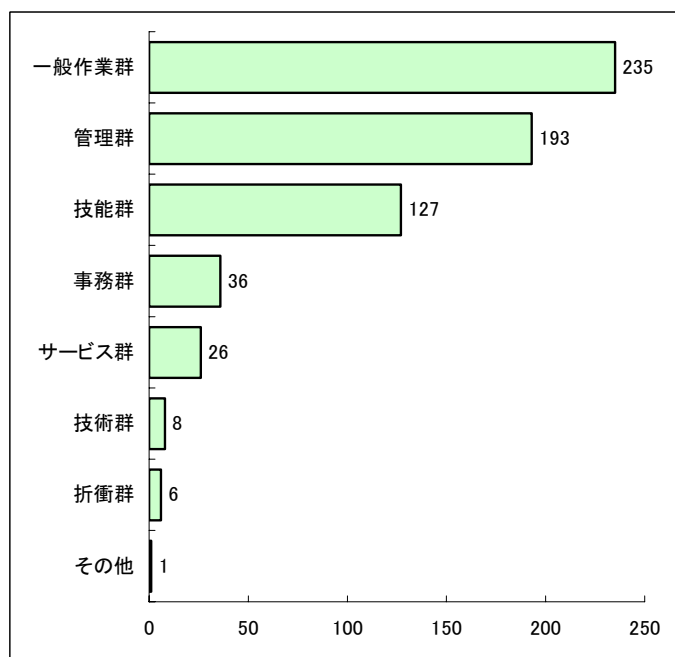
シルバー人材センター加入状況（取手市）

○年齢別会員数



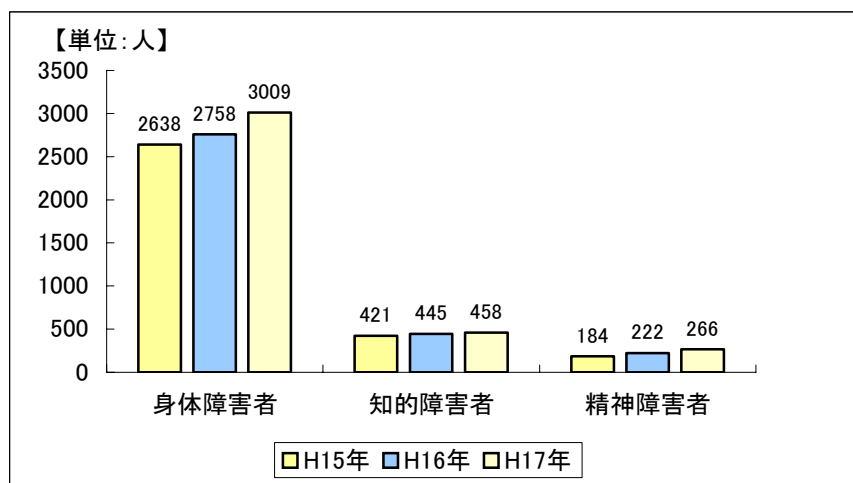
○就業希望分野

(人)



資料：（財）取手市シルバー人材センター（平成18年3月31日現在）

障害者手帳，療育手帳所持者数（取手市）



資料：取手市障害福祉課（各年3月31日現在）

要介護認定者数の推移（取手市）（単位：人・%）

	H15	H16	H17
第1号被保険者数	18,068	19,133	20,306
要介護認定者数	1,955	2,218	2,437
認定率	10.8%	11.6%	12.0%

資料：取手市高齢福祉課（各年10月1日現在）

施策の基本方向(28) 高齢者・障害者等の社会参画の促進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
130	生きがいづくりの推進	高齢者の学習意欲に応えるための各種健康教室など学習機会の充実	継続		高齢福祉課, 保健センター
131		生きがいづくりのための, 世代間, ふれあい交流事業の推進 ・高齢者サロンの充実 ・公園など身近なところでのふれあいの場の提供		新規	高齢福祉課
132		高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への支援, 情報の提供		新規	高齢福祉課, スポーツ生涯学習課
133	社会参画の促進	高齢者及び障害者等の特性を生かしたボランティアや就労の場の確保	継続		高齢福祉課(シルバー人材センター), 社会福祉課, 障害福祉課
134		高齢者及び障害者等の社会参画の促進に関する情報の提供, 啓発		新規	高齢福祉課 障害福祉課

施策の基本方向(29) 介護体制の確立と推進

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
135	介護保険・福祉サービスの充実	介護を必要とする方のための情報の提供, 訪問指導, 訪問診査の充実	継続		高齢福祉課 保健センター
136		介護サービスの質の向上と充実	継続		高齢福祉課
137		地域ケアの推進とネットワークの支援	継続		高齢福祉課 社会福祉課 保健センター
138		介護する家族の負担軽減のため介護者への支援・介護者教室の開催	継続		高齢福祉課 (社会福祉協議会)

139		介護予防のための、高齢者情報のデータベース化と情報の共有化の推進	継続		保健センター 高齢福祉課
140		要支援・要介護状態になる前に、介護予防のための施策の推進		新規	高齢福祉課 保健センター

施策の基本方向(30) 高齢者・障害者等の生活基盤の充実

No	施策の方策	施策の内容	区分		担当課
141	生活支援の充実	在宅福祉サービスの充実 ・傾聴ボランティアの支援と育成	継続		高齢福祉課 障害福祉課 (社会福祉協議会)
142		年金、医療、保健などの情報の提供、相談の充実	継続		国保年金課
143	環境整備の促進	ハード、ソフト面のバリアフリー化のための環境整備の充実	継続		高齢福祉課, 障害福祉課, 関係各課

第4章 計画の推進

1 推進体制の充実

本市では、本計画を効果的に推進するため、市民や事業者とはもちろん国、県及び他の市区町村、関係機関とも連携、協力を図りながら、推進体制の充実に努めます。

また、本計画を実効性のあるものとするため、進行管理を的確に実施するとともに、男女共同参画関連施策の調査・研究及び情報の収集、提供にも努めます。

(1) 推進体制の活用

男女共同参画社会の実現をめざし、庁内関係各課と調整しながら、施策の方策、内容に関する進捗状況を把握し、「審議会」及び「庁内推進会議」その他市関係機関・団体等を活用し、本計画を着実に推進します。

(2) 市民、事業者との連携・協力

「条例」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方策、内容を達成するため、市民及び事業者と連携・協力し、本計画を積極的に推進します。

(3) 国、県及び他の市区町村その他関係機関との連携・協力

市政の範囲を越える課題については、国、県及び他の市区町村その他関係機関と連携・協力し、本計画を効果的に推進します。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、施策の方策、内容に関して進行管理を着実に実施し、その点検及び評価に努めます。

3 本計画及び「条例」等の周知・啓発の徹底

本計画及び「条例」その他男女共同参画を推進するための情報を市民、事業者その他関係機関へ積極的に周知、啓発するよう努めます。

4 調査・研究・情報の提供

本計画を推進するため、男女共同参画に関連する施策等の調査、研究及び情報の収集、提供に努めます。

5 計画の評価指標

本計画が実効性のあるものとするため、次のとおり 10 項目の評価指標を示し、進捗状況の着実な把握に努めます。

【評価指標】

基本目標	主要課題	基本方向	頁	評価指標	直近値 (調査年度)	目標値 (目標年度)	概要
1	1	(1)	15	社会通念・慣習上の男女の平等感	10.8% (平成17年度)	15.0% (平成23年度)	社会通念・慣習上、男女が平等と感じている人の割合(企画課調べ)
1	2	(2)	19	学校における男女の平等感	35.8% (平成17年度)	40.0% (平成23年度)	男女の平等感について、学校で平等と感じている人の割合(企画課調べ)
2	6	(11)	38	各種審議会等における女性委員の割合	24.4% (平成17年度)	40.0% (平成23年度)	市の審議会等委員のうち、女性の占める割合(秘書課調べ)
2	6	(12)	38	市の管理職員のうち、女性職員の割合	4.0% (平成18年度)	15.0% (平成23年度)	市管理職員のうち、女性職員の占める割合(人事課調べ)
2	6	(14)	39	女性リーダー育成研修会参加者数	40人 (平成17年度)	88人 (平成23年度)	女性リーダー育成のための研修会参加者のべ人数(秘書課調べ)
3	8	(18)	45	延長保育実施保育所数	4所 (平成17年度)	7所 (平成23年度)	子育て支援策として延長保育実施保育所数(保育課調べ)

基本目標	主要課題	基本方向	頁	評価指標	直近値 (調査年度)	目標値 (目標年度)	概要
3	9	(20)	48	職場における男女平等感	18.8% (平成17年度)	20.0% (平成23年度)	男女の平等感について、職場で平等と感じている人の割合（企画課調べ）
3	10	(21)	50	家族経営協定締結世帯数	12世帯 (平成17年度)	18世帯 (平成23年度)	農業経営上、男女が対等なパートナーとして協定を結んでいる世帯数（農政課調べ）
4	13	(26)	62	放課後子どもの居場所づくり実施小学校数	2校 (平成18年度)	18校 (平成20年度)	子育て支援策として放課後居場所づくり実施小学校数（スポーツ生涯学習課調べ）
4	14	(28)	68	介護予防拠点施設への参加者のべ人数	15,184人 (平成17年度)	20,000人 (平成23年度)	生きがい対策としてげんきサロン等への高齢者の参加者のべ人数（高齢福祉課調べ）

※「直近値」とは、本計画策定にあたっての最も近い期日における調査に基づく数値です。

※「目標値」とは、原則として本計画期間中に達成を目指す目標数値です。

ただし、「第2章 3 本計画の期間」の趣旨を踏まえて、平成23年（2011年）度までの目標数値とします。

資 料 編

取手市男女共同参画推進条例

平成 17 年 1 月 4 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第 9 条～第 20 条)

第 3 章 取手市男女共同参画審議会(第 21 条～第 23 条)

第 4 章 雑則(第 24 条)

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、すべての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、男性も女性も平等で生き生きと暮らせることができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第 12 条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互

の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 15 条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第 16 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第 20 条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

第 3 章 取手市男女共同参画審議会

(設置等)

第 21 条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者

(2) 関係機関又は団体から推薦を受けた者

(3) 市民

(任期)

第 23 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 4 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画女と男ともに輝く^{ひと ひと}とりでプランについては、第 9 条第 1 項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

取手市男女共同参画審議会 委員名簿

平成18年4月1日現在（順不同）

	氏名	選出区分	備考
会長	志村 俊晴	識見を有する者	前取手市男女共同参画推進協議会会長，前取手市男女共同参画プラン（第一次）策定委員
副会長	黒澤 仁美	関係機関・団体から推薦された者	元藤代町立桜ヶ丘小学校PTA副会長，前藤代町立高須小学校閉校検討委員会委員
	鹿嶋 敬	識見を有する者	実践女子大学教授，男女共同参画会議議員
	斉藤 勝久	識見を有する者	取手市議会議員
	本田 隆昭	市民（公募）	
	米久保和子	市民（公募）	
	下園 淳子	市民（公募）	
	稲葉 裕子	市民（公募）	
	大貫 眞一	関係機関・団体から推薦された者	日本労働組合総連合会 茨城県連合会県南地域協議会幹事
	飯泉 光一	関係機関・団体から推薦された者	NPO小貝川プロジェクト21常務理事
	澤口ひで子	関係機関・団体から推薦された者	前藤代町介護保険認定審査会委員
	大野 誠一	関係機関・団体から推薦された者	取手市農業委員
	高中 利浩	関係機関・団体から推薦された者	元藤代町農業委員
	小林 節子	関係機関・団体から推薦された者	取手市商工会女性部長
	間宮真知子	関係機関・団体から推薦された者	レディースフォーラムとりで会長

任期：平成17年10月1日～平成19年9月30日

第二次取手市男女共同参画計画策定委員会 委員名簿

平成18年5月26日 現在 順不同

氏名	所属名称	活動の概要
----	------	-------

第1分科会 基本目標1 / 男女の人権が尊重される社会の擁立

●海保 寿子	取手つばさの会	自主活動団体 / 男女共同参画推進の市民団体
中尾 早苗	ふじしろ地区女性活動企画員	生涯学習分野 / 藤代地域の男女共同参画の推進団体
◎風見 玲子	教育委員会	教育企画課副参事
大峰 芳樹	教育委員会	次長
飯田 清司	市民部	市民課長
沖田 佳代	教育委員会	指導課長

第2分科会 基本目標2 / あらゆる分野への共同参画を確立するための環境の整備

●大久保礼子	レディースフォーラムとりで	自主活動団体 / 男女共同参画推進の市民団体
鶴岡真理子	取手市地域女性団体連絡会	社会教育分野 / 旧地区婦人会連合会
◎岡田 儀春	企画財政部	企画課長
釧持 禎	秘書課	秘書課長 (次長)
油原 達夫	企画財政部	企画財政部次長
中村 廣	総務部	人事課長

第3分科会 基本目標3 / 多様な働き方を可能にするための環境の整備

●榊 義行	男女共同参画出前説明員	取手市男女共同参画出前説明員の代表
馬場千恵子	茨城県男女共同参画推進員	県が地域推進のために委嘱している市内代表
◎飯泉 節	環境経済部	商工観光課長
大浦 正一	環境経済部	環境経済部次長
飯塚 敏夫	環境経済部	農政課長

第4分科会 基本目標4 / 健康で安心した生活環境の整備

●濱口 啓子	市女性の歴史とこれからを考える会	自主活動団体 / 男女共同参画推進の市民団体
内藤 義彦	男女共同参画情報紙編集員	取手市男女共同参画情報紙の編集委員の代表
◎吹田きみ子	健康福祉部	子育て支援課長
中村佐太男	健康福祉部	健康福祉部次長
渡辺 文男	健康福祉部	保健センター長次長
石井 克巳	健康福祉部	障害福祉課長
阿部美佐子	健康福祉部	高齢福祉課副参事

任期：平成18年5月26日～平成19年3月31日

● 各部会の代表者 ◎各部会の市窓口

第二次取手市男女共同参画計画策定までの経過

1. 取手市男女共同参画審議会

委員 15 名（公募委員 4 名を含む，男性 8 名，女性 7 名）

- ・ 第 1 回 平成 17 年 10 月 24 日 基本目標の検討等
- ・ 第 2 回 平成 18 年 2 月 28 日 策定スケジュール及び基本目標の検討等
- ・ 第 3 回 平成 18 年 5 月 26 日 計画策定委員会との合同会議
市民委員への委嘱状交付，基本目標の決定，
今後の進め方の検討
- ・ 第 4 回 平成 18 年 8 月 30 日 中間報告にむけての素案の検討
- ・ 第 5 回 平成 18 年 11 月 10 日 中間報告（最終案）決定
- ・ 第 6 回 平成 19 年 2 月 8 日 意見募集結果の施策への反映，
第二次男女共同参画計画（答申）

2. 第二次取手市男女共同参画計画策定委員会

委員 24 名（市民委員 8 名，市職員 16 名，男性 14 名，女性 10 名）

- ・ 第 1 回 平成 18 年 5 月 26 日 審議会との合同会議，今後の進め方の検討
- ・ 第 2 回 平成 18 年 6 月 19, 20 日 各分科会で，素案の検討
- ・ 第 3 回 平成 18 年 7 月 19, 21, 24 日 各分科会で，素案のまとめ
- ・ 第 4 回 平成 18 年 10 月 2, 3, 4 日 各分科会で中間報告（素案）まとめ
- ・ 第 5 回 平成 19 年 1 月 16, 18, 19 日 各分科会で意見募集結果の施策への反
映及び検討のまとめ

3. 取手市男女共同参画庁内推進会議

委員 12 名（助役会長，各部長 11 名）

- ・ 第 1 回 平成 18 年 8 月 18 日 素案に関する市役所内意見収集結果を踏まえた修正の検討
 - ・ 市役所内意見募集期間(H18. 08. 10～16)
9 人（延べ 28 件）
- ・ 第 2 回 平成 18 年 10 月 24 日 中間報告にむけて最終調整，検討内部決定
 - ・ 市役所内意見募集期間(H18. 10. 23～31)
3 人（延べ 3 件）
- ・ 第 3 回 平成 19 年 1 月 25 日 意見募集結果の施策への反映検討，
計画最終案検討

4. 市民からの意見募集

平成 18 年 12 月 11 日～25 日 2 人（2 件）

市広報紙・ホームページ（市・商工会）掲載，
公共施設閲覧，各分野の公職団体及び市民団体
へ依頼

男女共同参画の歩み

年		国際連合	国	茨城県	取手市
S 50	1975	国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) テーマ 「平等・発展・平和」 「世界行動計画」採択	総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 総理府婦人問題担当室の設置		
S 51	1976	「国連婦人の10年」 (1976年～1985年)	民法(離婚復氏制度)改正		
S 52	1977		「国内行動計画」策定 1 法政上の婦人の地位向上 2 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加促進 3 母性の尊重及び健康の養護 4 老後等における生活の安定の確保 5 国際協力の推進		
S 55	1980	「国連婦人の10年」 中間年世界会議開催 (コペンハーゲン) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名式の実施	「民法」「家事審判法」改正 「女子差別撤廃条約」署名		
S 59	1984		「国籍法及び戸籍法」改正		
S 60	1985	「国連婦人の10年」最終年世界会議開催 (ナイロビ) 「西暦2000年婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 1 平等 2 発展 3 平和 4 特殊な状況の婦人 5 国際及び地域協力	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」改正		
S 62	1987		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の策定		
H 2	1990	婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論			

年	国際連合	国	茨城県	取手市
H 3 1991		「西暦2000年にむけての 新国内行動計画（第一次改 定）」策定 1 男女平等をめぐる意識 改 2 平等を基礎とした男女の共 同参画 3 多様な選択を可能にする条 件整備 4 老後生活をめぐる婦人の福 祉向上 5 平和協力及び平和への貢献 「育児休業法」公布	「いばらきローズプ ラン21」の策定	
H 4 1992				教育委員会に「女性行政係」 を設置
H 5 1993		「パートタイム労働法」施行		取手市男女共同参画推進の ための市民団体が設立
H 6 1994		男女共同参画室，男女共同参 画審議会，男女共同参画推進 本部設置		
H 7 1995	世界女性会議（北京） 「平等・開発・平和へ の行動」 「女性の地位向上のため のナイロビ将来戦略 の検証」 21世紀に向けての将来 戦略	「育児休業法」改正		取手市男女共同参画情報紙 発行
H 8 1996		「男女共同参画2000年プ ラン」策定	「いばらきハーモニ ープラン」策定	「取手市女性行政庁内推進 会議（現 取手市男女共同参 画推進会議）」設置 取手市男女共同参画計画（第 一次）の策定方針決定
H 9 1997		「男女雇用機会均等法」改正 「育児休業法」改正 「介護保険法」公布		政策推進部「企画調整課女性 政策室」に移管 「第1回 女と男ともに輝く とりでの集い」開催
H10 1998				女性政策室から「女性政策 課」 取手市男女共同参画プラン 推進委員会設置 取手市ファミリーサポート センター設立

年		国際連合	国	茨城県	取手市
H11	1999		「男女共同参画社会基本法」施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「食料・農業・農村基本法」施行		女性政策課から「女性と子ども」の課に名称変更
H12	2000	国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 21世紀にむけての男女平等・開発・平和	「ストーカー行為等の規制に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定		「取手市男女共同参画基本計画『女と男ともに輝くとりでプラン』（第一次）」策定 「取手市男女共同参画推進協議会」設置
H13	2001		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）」施行	「茨城県男女共同参画推進条例」施行	女性と子どもの課から「企画調整課男女共同参画室」へ移管
H14	2002		「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）	「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」策定	企画調整課男女共同参画室から「家庭福祉課女性政策室」へ移管 「女性のヘルプ相談」（主に配偶者からの暴力に関する相談）窓口開設
H16	2004		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）」改正		
H17	2005	「北京+10」開催（国連本部/ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第二次）」策定		「取手市男女共同参画推進条例」施行 「取手市男女共同参画審議会」の設置 「男女共同参画に関する施策の苦情相談体制」の設置 「男女共同参画市民出前説明」開始
H18	2006		「男女雇用機会均等法」改正		家庭福祉課男女共同参画推進係から「秘書課政策調整室」へ移管 「第二次取手市男女共同参画計画策定委員会」発足

掲載統計資料の案内

この計画書を作成するにあたり、市の主管課から取得したデータのほか、次に掲げた統計調査の結果を利用しました。

さらに詳しい数字が必要な場合は、市役所窓口のほか下記をご利用ください。

	調査名	調査又は作成機関	調査年又は作成年	問い合わせ先 (平成18年4月1日現在)
全般	男女共同参画白書	内閣府	平成18年版	内閣府男女共同参画局 03-5253-2111 http://www.gender.go.jp/
全般	市民アンケート調査	取手市	平成17年	取手市企画課 0297-74-2141 http://www.city.toride.jbaraki.jp/
全般	統計とりで	取手市	平成17年版	取手市企画課 0297-74-2141 http://www.city.toride.jbaraki.jp/
人口	国勢調査	総務省	平成12年 ／平成17年	総務省統計局 03-5273-2020 http://www.stat.go.jp/ 取手市企画課 0297-74-2141 http://www.city.toride.jbaraki.jp/
暴力	男女間における暴力に関する調査	内閣府	平成17年	内閣府男女共同参画局 03-5253-2111 http://www.gender.go.jp/
労働	男女共同参画推進状況調査報告書	茨城県	平成16年度	茨城県女性青少年課 029-301-1111 http://www.pref.ibaraki.jp/
生活	社会生活基本調査	総務省	平成13年	総務省統計局 03-5273-2020 http://www.stat.go.jp/ 茨城県統計課 029-301-2637 http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/
福祉	事業報告書	取手市福祉事務所	毎年	取手市社会福祉課 0297-74-2141
健康	衛生行政報告例	厚生労働省	平成16年	厚生労働省統計情報部 03-5253-1111 http://www.mhlw.go.jp/toukei/
家族	次世代育成ニーズ調査	取手市	平成17年	取手市子育て支援課 0297-74-2141
無償労働	市民活動団体の活動実態把握に関するアンケート調査	取手市	平成17年	取手市市民活動支援課 0297-74-2141

